第八次長野県総合雪対策計画

ー 確かな暮らしを守り、ゆたかな雪国を創る ー

令和5年(2023年)3月策定

長 野 県

目 次

1	はじめに	1
	1 計画策定の趣旨	1
;	2 計画の位置付け	2
	3 計画の期間	2
4	4 過去の計画	2
!	5 計画策定の経過	2
(6 豪雪地帯について	3
	長野県内豪雪地帯指定図	4
II	豪雪地帯の現状と課題	5
•	1 人口減少と少子高齢化の進行	5
;	2 気候変動の影響	7
	雪室による脱炭素社会への実現に向けた取組(飯山市)	7
	3 雪国暮らしの文化、知恵、観光資源	8
	雪に親しむ取組例(いいやま雪まつりの様子)	8
Ш	基本目標	9
IV	基本方針	. 10
٧	施策の方向性	. 11
基		. 12
((1) 雪に強い道路等の整備、雪崩防止対策の強化	. 12
((2)消防が災体制の整備	. 14
	信州防災アプリについて	
((3) 公共交通・ライフラインの確保	. 15
((4)保健医療の確保・教育環境の整備	. 17
((1) 道路の除排雪等	. 18
	ICT を活用した除雪業務の効率化に係る取組	. 19
((2)地域ぐるみの除排雪体制の構築、除雪の担い手対策	. 20
	雪を通じた交流・除雪の担い手対策の取組(長野市 鬼無里地区住民自治協議会)	. 21
	栄村の雪害対策事業(公助の取組)	
((3) 克雪住宅等の整備	. 23
	屋根雪の処理方法による住宅の分類と処理方法の比較	. 24
((4)除排雪作業中の安全確保を促す啓発	. 25
	除排雪作業中の安全確保に係る取組(県北信地域振興局)	
	除排雪作業中の安全確保に係る取組(長野市・鬼無里地区住民自治協議会)	
	除排雪作業中の安全確保に係る取組(栄村)	
基		
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	「雪の日」雪という宝物に、感謝を込めて。	
VI	達成目標・関連指標一覧	
	<u> </u>	
	男 <u>事</u> 指標	
-	 附属資料	

I はじめに

1 計画策定の趣旨

本県は、豪雪地帯対策特別措置法に基づき、県北部を中心に県下市町村の概ね4分の1を占める20市町村が豪雪地帯に指定され、そのうち10市町村が特別豪雪地帯に指定されています。

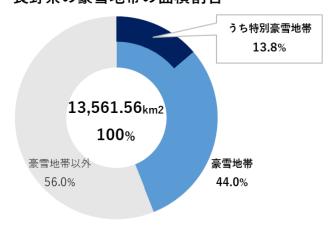
豪雪地帯を含む市町村の面積の合計は全県の約4割(うち、特別豪雪地帯を含む市町村の面積 の合計は全県の約1割)となっており、県内でも重要な地位を占めています。

県では、昭和61年に「長野県雪対策要綱」を定め、その翌年の昭和62年に県が講ずる雪対策の指針として「長野県総合雪対策計画」を策定しました。以降、平成30年に策定した「第七次長野県総合雪対策計画」まで、地域住民、関係機関及び市町村と連携しながら、雪が県民生活等に及ぼす影響を克服するとともに、雪に親しみ、雪を活用した雪国暮らしができるよう、長期的な視野に立った総合的な雪対策を推進してきました。

当県の豪雪地帯を取り巻く現状は、人口減少、少子高齢化の進行、気候変動による降雪の態様の変化や新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンドの減少等、様々な危機が複合的に訪れており、変化が急激で先を見通すことが難しい状況となっています。

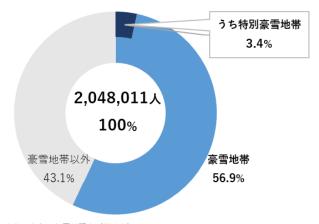
今回の「第八次長野県総合雪対策計画」は、このような豪雪地帯を取り巻く現状を踏まえ、地域住民、関係機関及び市町村と取り組むべき施策の方向性を共有した上で、役割を分担しながら共に確かな暮らしを守り、雪国暮らしの文化、知恵、観光資源等を活かしてゆたかな雪国を創っていくために策定するものです。

長野県の豪雪地帯の面積割合



出典:全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院) ※豪雪地帯分には、一部指定市町村の市町村全域分を計上。

長野県の豪雪地帯の人口割合



出典:令和2年国勢調査(総務省)

※豪雪地帯分には、一部指定市町村の市町村全域分を計上。

2 計画の位置付け

本計画は、「豪雪地帯対策特別措置法」に基づく道府県豪雪地帯対策基本計画であり、「長野県雪対策要綱」に基づく県の総合雪対策計画として位置付けられています。

3 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、令和9年度を目標年度とする5年間を対象にしています。

4 過去の計画

- ・第一次(S62~H3)「雪に強い地域づくりをめざして」
- ・第二次(H4~H8)「快適で魅力ある雪国づくり」
- ・第三次(H9~H13)「輝く信州の雪国づくり」
- ・第四次(H14~H18)「雪と共生する地域づくり」~パートナーシップで築く安全と温もり~
- ・第五次(H19~H23)「雪とともに生きる」~安心安全な地域づくり~
- ・第六次(H24~H29)「ひとがつながる雪国づくり」
- ・第七次(H30~R4)「確かな暮らしが営まれる雪国づくり」

5 計画策定の経過

- (1) 特別豪雪地帯市町村へのヒアリング(令和4年6~7月)
- (2) 豪雪地帯市町村への意見照会(令和5年2月~3月)
- (3) インターネットによる意見募集(パブリックコメント)(令和5年2月~3月)

6 豪雪地帯について

(1) 豪雪地帯とは

「豪雪地帯対策特別措置法」(昭和37年法律第73号)に基づき指定された地域をいいます。 具体的には、同法の政令により、積雪の深さと期間を考慮した累年平均積雪積算値が5,000cm・ 日以上、すなわち、毎日の積雪の深さを一冬合計した値の平均(統計年数30年以上)が 5,000cm 以上の地域を含む市町村で、一定の条件を備えている道府県又は市町村について指定 が行われています。本県では20市町村が指定されています。

市/町村	市町村名	指定数
市	長野市、松本市、上田市、飯田市、須坂市、中野市、大町市、飯山市、 安曇野市	9市
町村	松川村、白馬村、小谷村、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町、小川村、栄村	11 町村
合計	20 市町村 (9市3町8村)	

(注) 長野市については、旧篠ノ井市、旧川中島町、旧信更村、旧更北村、旧松代町を除いた地域

松本市については、旧安曇村の地域

上田市については、旧丸子町、旧武石村、旧塩田町、旧川西村を除いた地域

飯田市については、旧南信濃村の地域

須坂市については、旧東村の地域

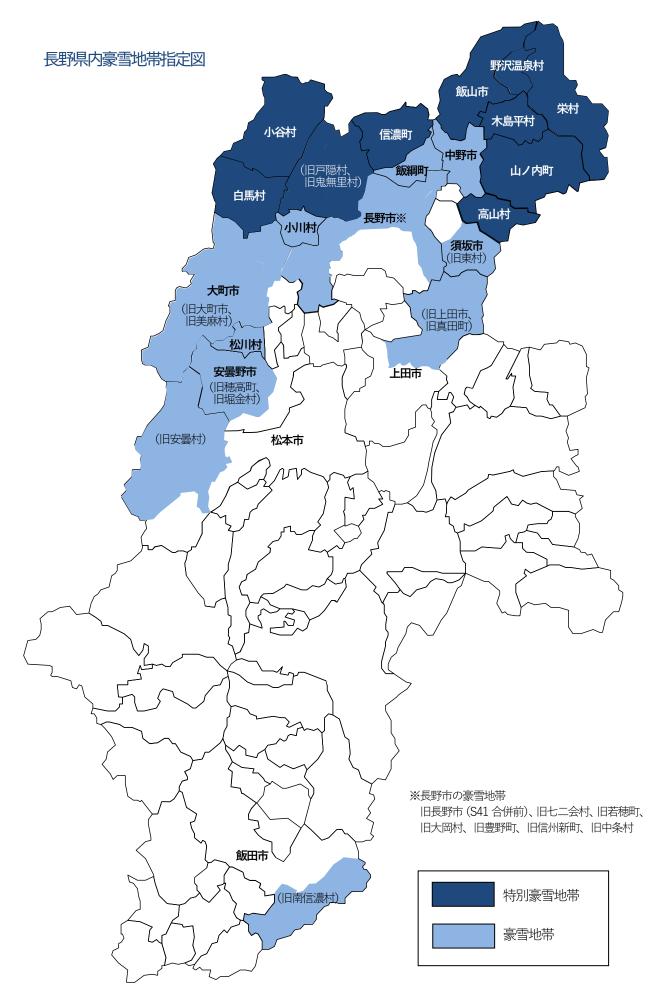
大町市については、旧八坂村を除いた地域

安曇野市については、旧穂高町、旧堀金村の地域

(2) 特別豪雪地帯とは

豪雪地帯のうち、累年平均積雪積算値が15,000cm・日以上であるなど、積雪量が特に多く、 積雪により長期間、自動車交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について指定が行われています。本県では、10市町村が指定されています。

市/町村	市町村名	指定数
市	長野市(旧戸隠村、旧鬼無里村)、飯山市	2市
町村	白馬村、小谷村、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、栄村	8町村
合計	10 市町村(2市2町6村)	



Ⅱ 豪雪地帯の現状と課題

1 人口減少と少子高齢化の進行

県内の豪雪地帯では、人口減少と少子高齢化が進んでおり、特に、特別豪雪地帯においては、 その進行がより急速となっています。自助による除雪が困難な世帯もある中、地域での互助によ る除雪も高齢化により難しくなり、さらに除雪オペレーターや除雪作業員など除雪の担い手の高 齢化や確保対策等、地域での除排雪体制の維持が課題となっています。

また、毎年、除排雪作業中の事故が発生しており、高齢者を中心に屋根の雪下ろし作業に伴う転落事故などの重大事故も発生しています。

加えて、人口減少に伴って課題となってきた空き家については、倒壊により周囲への影響が懸念されるほか、空き家周囲の道路の除排雪が行われないことが地域の負担となっています。

このことから、道路の除排雪体制の確保と地域ぐるみの除排雪体制の構築、除雪の担い手対策や克雪住字等の整備、除排雪作業中の安全確保を促す啓発といった取組が求められています。

特別豪雪地帯における人口推移



出典:「RESAS (地域経済分析システム)-人口構成-」を加工して作成 総務省「国勢調査」

※特別豪雪地帯分には、一部指定市町村(長野市の旧戸隠村、旧鬼無里村)を含む。

県と特別豪雪地帯の人口増減の比較(1980年時点からの増減率)



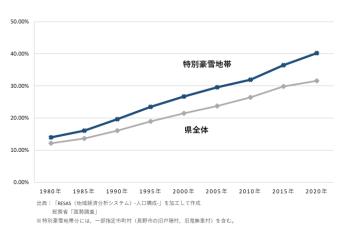
出典:「RESAS (地域経済分析システム)-人口構成-」を加工して作成 総務省「国勢調査」

※1980年を起点として増減率を算出。

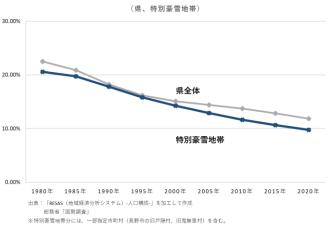
※特別豪雪地帯分には、一部指定市町村(長野市の旧戸隠村、旧鬼無里村)を含む。

県と特別豪雪地帯の高齢化率、年少人口の割合の比較

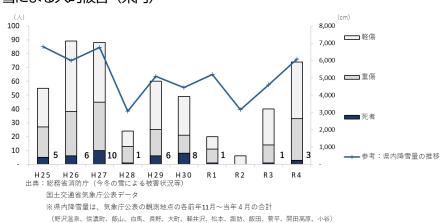
高齢化率 (県、特別豪雪地帯)



年少人口(14歳以下)の割合



雪による人的被害(県内)



雪による死者数(県内、状況別)



各前年から当年冬期終了(春先)までの合計

2 気候変動の影響

気候変動の影響を受け、短期間で集中的に大雪や暴風雪が発生する等、降雪の態様が変化すると考えられています。長野県内において、近年でも、少雪となった年もあった一方で、令和3年度は県内の複数の観測地点で歴代上位の月最深積雪を記録する等、気象状況についてより一層の注視が必要となっています。

長野県は都道府県として初めて「気候非常事態宣言」を行い、2050 年のゼロカーボンを決意し、「長野県ゼロカーボン戦略」等に基づき各種施策の推進に当たっています。豪雪地帯では、冷熱で野菜等を保存する雪室等、雪の持つエネルギーを活用した取組が進められているところであり、環境の面からも雪を活用した取組の推進が必要となっています。

雪室による脱炭素社会への実現に向けた取組(飯山市)

飯山市では、約560トンの雪を貯蔵する「雪室」を設置し、雪の冷気を冷熱エネルギーとして利活用しています。「雪室」は年間を通じて一定の温度(1℃~3℃)・一定の湿度(ほぼ 100%)を保つことができるため通常の貯蔵とは異なる影響を与えています。冷蔵庫の保冷に必要とされる大量の電気エネルギーを削減することができます。従って、CO2 を一切排出することなく商品の貯蔵が可能です。

また、いいやま雪まつりで使用した雪を「雪室」に入れることで、雪の再利用を図っています。「雪室」を自然の冷蔵庫として活用することで、脱炭素社会の実現に向けた取組にも繋がっています。

「雪室」を活用するに当たっては、官民が連携した「飯山市雪エネルギー検討会議」を立ち上げて、様々な特産品(日本酒、農産物、蕎麦など)の開発及びPR活動にも力を入れています。





雪室への雪入れの様子



R4.12 現在の雪室内 1年中雪が残っている



雪室 PR(地域うまいもんマルシェ)の様子

3 雪国暮らしの文化、知恵、観光資源

豪雪地帯には、スキー・スノーボードなどのスノーリゾート、雪化粧した北アルプスの心癒す 風景、スノーモンキー (※)、温泉街などの観光資源が豊富に存在し、スノーシーズンを中心ににぎ わいます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、近年、順調に推移していたインバウンド需要について、令和2年以降、外国人延べ宿泊者数が減少しています。新型コロナウイルス感染症に係る水際対策状況を鑑みつつ、冬期の需要獲得に向けた施策や受け入れ環境の整備といった取組が必要です。また、雪関係のイベントについても、新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止を余儀なくされるものもありましたが、感染防止対策を進めながら開催する動きもあります。

豪雪地帯には、雪国ならではの「雪遊び」や「かまくら村」など観光資源としての雪の活用、 住宅の雪囲いや冬期の保存食等の雪国暮らしの知恵を学ぶ機会の提供等を通して、雪国の恵まれた 自然環境やそこで育まれてきた特色ある地域文化を活かした、雪に親しみ、雪を楽しむ暮らしを進 めることが必要となっています。

(※ スノーモンキー・・・一般的 にはニホンザルを指すが、 ここでは、温泉に浸かる サルとして有名になった 山ノ内町の地獄谷野猿公苑 のサルのこと)







スノーモンキー(山ノ内町)

雪囲いの様子 (飯山市)

たねの様子(飯山市)

雪に親しむ取組例(いいやま雪まつりの様子)

毎年2月に開催される「いいやま雪まつり」は、住民が苦に思う雪を資源と捉え、克雪からさらには遊雪 (ゆうせつ) へ、また、地域文化の創造と地域活性化のため、地元の有志が集まり雪像を制作したことから 始まりました。現在は、後に発足された雪まつり市民協議会・実行委員会を中心に市民・市内各団体の協力を 得ながら開催されています。

当日は遊雪エリアが設置され、市内各所には大型雪像が現れます。昨今ではコロナ禍の影響を受け、メーン会場を設けず市内商店で使用できる商品券の発行を行うなど、市内回遊を意識した開催も計画されています。



雪像を楽しむ来場者の様子



スノーマンづくりに挑戦する子どもたち

Ⅲ 基本目標

豪雪地帯の現状と課題を踏まえ、次のとおり本計画の基本目標を設定します。

○ 基本目標

「確かな暮らしを守り、ゆたかな雪国を創る」

確かな暮らしを守る

- ・雪に強い道路の整備等、雪国の生活を支える基盤づくりについては、今までの雪対策の推 進により、一定程度の成果が見られます。
- ・一方で、人口減少、少子高齢化の進行や気候変動の影響等の様々な危機に対応するため、 引き続き道路等の整備・維持管理や地域における除排雪体制の維持への取組が必要となっ ています。
- ・雪国で暮らす地域住民に寄り添い、雪による影響を克服し、安心・安全を守るための施策を引き続き推進する必要があります。

ゆたかな雪国を創る

- ・豪雪地帯には、特色ある地域文化、知恵、自然環境及び観光資源等の雪国ならではの魅力があります。
- ・雪を楽しむ観光の振興や、雪を活用した特産品等による地域づくりといった、雪国だから こそできる取組があります。
- ・確かな暮らしを守る取組と合わせて、雪に親しみ、また、雪を活かした取組を推進する必要があります。

IV 基本方針

基本目標に向かって雪対策を推進するため、次のとおり基本方針を設定します。

基本方針1 雪国の生活を支える基盤づくり

人の移動や物流を確保し、地域住民の日常生活や経済活動を支える道路は、災害時には避難路や緊急輸送路としての役割を果たすなど、多面的な機能を有しています。特に、冬期の道路交通確保は、日常生活や社会・経済活動を維持するための極めて重要な施策であるとともに、観光やスキー等のレジャーの多様化などにより、安全で円滑な道路交通の確保が求められています。

近年は、今までの施策の推進により、雪による障害は軽減されてきているものの、引き続き 雪に強い道路等の整備、老朽化した消融雪施設等の適切な更新、雪崩防止施設の整備等が必要 です。

さらに、積雪時における消防防災体制の整備や気象情報の収集、公共交通、ライフライン、 保健医療の確保や教育環境の整備といった安心・安全を守る取組も加えた、積雪に関する諸問題を克服する「克雪」を推進します。

基本方針2 共創による除排雪体制づくり

冬期の安全な道路交通の確保については、国・県・市町村の綿密な連携のもと、効果的で効率的な除排雪を行っています。また、平成26年2月の県中部や南部における大雪災害の事後検証を踏まえ、異常降雪時においても適切な除排雪を行うための施策を推進します。

各地域で行われてきた居住者自らが行う屋根の雪下ろしや敷地内の除排雪、生活に密着した 道路や公共的スペース等の除排雪については、人口減少、少子高齢化等により、家庭や地域で 支え合うことが困難になりつつあります。

このため、除雪の担い手対策、克雪住宅等の整備、除排雪作業中の安全確保を促す啓発を行 うとともに、地域住民と行政の共創による、地域に応じたきめ細かな除排雪体制の維持、再構 築を推進します。

基本方針3 雪が生み出す個性豊かな地域づくり

雪は地域に試練をもたらす一方で、自然環境、観光資源等雪国ならではの多くの魅力や楽しみを有しています。森林や山岳地帯に積もった雪は、春には雪解け水となって田畑を潤し貴重な水資源となり、スキー・スノーボード等のウィンタースポーツは、国内外から観光客を集め、スキー場のみならず宿泊施設、飲食店等の利用により地域の活力につながります。

雪に親しみ、雪を楽しみ、豪雪地帯のイメージを明るいものとする「親雪」と、雪を貴重な資源として積極的に活用する「利雪」を一層推進します。

V 施策の方向性

基本方針に対応する本計画期間中に取り組む施策の方向性を次のとおり設定します。

基本方針1 雪国の生活を支える基盤づくり

雪に強い道路の整備等、安心・安全を守る取組を推進します。

- (1) 雪に強い道路等の整備、雪崩防止対策の強化
- (2) 消防防災体制の整備
- (3) 公共交通・ライフラインの確保
- (4) 保健医療の確保・教育環境の整備

基本方針2 共創による除排雪体制づくり

行政間の連携による効果的・効率的な除排雪を推進します。 地域における除排雪体制の維持・再構築に係る取組を推進します。

- (1) 道路の除排雪等
- (2) 地域ぐるみの除排雪体制の構築、除雪の担い手対策
- (3) 克雪住宅等の整備
- (4) 除排雪作業中の安全確保を促す啓発

基本方針3 雪が生み出す個性豊かな地域づくり

雪に親しみ、雪を活かした取組を推進します。

- (1) 雪を楽しむ観光の振興
- (2) 雪を活かした地域づくり

基本方針1 雪国の生活を支える基盤づくり

(1)雪に強い道路等の整備、雪崩防止対策の強化

ア 雪に強い道路等の整備(建設部、農政部)

《施策のポイント》

豪雪地帯の道路は、山間傾斜地で急坂路、急カーブ、狭隘の箇所が多く、平坦な箇所で も積雪や凍結によるスリップが発生する恐れがあります。地域住民が日常生活を安全に過 ごすとともに、多くの観光客が安心して訪れ、地域間交流が進むような良好な道路づくり のため、以下の施策を推進します。

- ○高規格幹線道路等の整備を促進します。
- ○県管理国県道及び特別豪雪地帯の基幹的な市町村道について、整備を推進します。
- ○冬期の安全な通行を確保するため、スノーシェルター等の防雪施設の整備を推進します。
- ○除雪により、側方に寄せられた雪が車両及び歩行者の通行に支障を来さぬよう堆雪帯 の設置を推進します。
- ○路面の日陰による凍結や倒木による道路障害が発生しないよう路側の立木伐採を実施 します。
- ○冬期の安全な交通を確保するため、道路の勾配・カーブ、日当たり、除雪のしやすさ 等に配慮した道路整備・現道の拡幅、交通ネック箇所の解消、バイパスの整備等を行 います。

イ 消暑雪施設等の更新(建設部、企画振興部、農政部)

《施策のポイント》

消融雪施設は、冬期の道路交通の安全性を確保するのに有効です。一方で、経年劣化による機能低下が著しい施設については、適切な更新を実施する必要があります。

また、地域用水を活用して消雪を行うことも排雪の省力化に有効です。

消融雪施設の更新等について、以下の施策を推進します。

《施策の展開》

- ○経年劣化による機能低下が著しい消燥雪施設等(無散水消雪施設、散水消雪施設、流雪溝)について、必要性、省エネ、ライフサイクルコスト等を考慮したうえで、適切な更新を実施します。
- ○地域用水を活用して消雪を行う水路の整備に向けて、活用可能な補助制度の紹介や水 利権調整の助言等の支援を行います。

ウ 雪崩防止対策の強化(建設部、林務部)

《施策のポイント》

雪崩災害及び融雪による土砂災害防止のため、雪崩防止施設・砂防えん堤の整備や、 なだれ防止保安林の指定・造成、雪崩に対する避難体制づくり等の施策を推進します。

- ○雪崩防止施設の整備を行います。
- ○雪崩災害、融雪による土砂災害防止及び雪崩を直接抑制する砂防えん堤の整備を行います。
- ○なだれ防止保安林の指定及びなだれ防止林の造成を行います。
- ○雪崩に対する警戒・避難活動の支援や計画的な避難体制づくりを推進します。

(2)消防が災体制の整備

ア 消防防災体制の整備(危機管理部)

《施策のポイント》

豪雪に対応できる消防防災体制の充実を図るとともに、地域の防災力強化のため、以下 の施策を推進します。

《施策の展開》

- ○積雪期における消防防災体制確保のため、豪雪に対応できる消防防災体制の充実を 図ります。
- ○消防防災へリコプターの円滑な運用を図ります。
- ○防災訓練、避難訓練の実施に努めます。
- ○自主防災組織の育成・強化と組織化を促進します。
- ○研修会、出前講座等により、積雪期における防災・減災対策に関する普及・啓発を図り ます。
- ○SNSなどを活用して情報発信に努めます。
- ○気象台等関係機関との連携を一層強化するとともに、防災情報システム等を活用し、 降積雪状況の把握及び予測に努めます。

信州防災アプリについて

災害時の逃げ遅れゼロを目指して、適時適切な避難行動を支援する「信州防災アプリ」を配信しています。 ハザードマップ等で身近な災害リスクの確認や、避難計画の作成が簡単にできる他、ダウンロードするだけ で避難に必要な情報を簡単に入手できます。

防災学習コンテンツでは、雪に関係する防災コラムも掲載していますので、ご利用をお願いします。



ダウンロードはこちらから 【android】



[iOS]



冬になるとよく耳にする「チェーン規制」と いう言葉ですが、真の意味をご存知でしょう か?

冬用タイヤ(スタッドレスタイヤ)を装着していれば大丈夫…と思いがちですが、実は「タイヤチェーン装着車のみ通行可能」な規制で、冬用タイヤで走行できる「冬用タイヤ規制」とは似て非なるものです。

チェーン規制は、大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の降雪があるときに実施されます。たとえ冬用タイヤを履いていても、チェーンを巻いていないと通行禁止です。なお、一般的に購入できるチェーン(金属、ゴム、特殊繊維等)ならば大丈夫ですが、スプレーのように薬剤を吹き付けるタイプのものは通行できません。

用品店等では、いろいろな種類のチェーンが 販売されており、最近は比較的簡単に装着で きるものも増えているようです。もしもの場 合に備えて、あらかじめ装着の練習をし、車 に積んでおくと安心です。

(3)公共交通・ライフラインの確保

ア 公共交通機関の運行確保(建設部、企画振興部、関係機関)

《施策のポイント》

県及び市町村は、関係機関と連携し、安全で円滑な冬期の公共交通の運行確保に努めます。

《施策の展開》

- ○県は、鉄道事業者やバス事業者と協力し、冬期輸送の確保を一層推進します。
 - ・地域の基軸となる「緊急確保路線」に加え、バス路線などを「除雪優先路線」に 設定し、大雪時に優先して除雪を実施
 - ・公共交通機関への乗り換えの促進
- ○鉄道事業者は、降積雪期の安全で円滑な輸送を確保するため、次の施策の推進に努めます。
 - ・排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備
 - ・的確な降雪予測情報の把握による早期除雪体制の構築
 - ・雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実
 - ・排雪列車の運行、雪害時の迂回輸送、代行輸送路線の設定等の計画的な運転規制の実施
 - 利用者に対する運行(遅延)情報の提供体制の整備
- ○バス事業者は、降積雪期の安全で円滑な運行を確保するため、次の施策の推進に努めます。
 - ・降雪時でも快適に利用できる屋根付きバス停留所の整備
 - ・積雪期における円滑な運行確保のための車載無線の整備

イ ライフラインの確保(林務部、危機管理部、企業局、関係機関)

《施策のポイント》

ライフライン関係機関と相互に連絡・調整し、雪害による地域経済活動の停滞防止及び 県民の生活環境の維持向上を図ります。

- ○県は、市町村と連携し、交通、電気、通信等のライフラインを保全するための支障木 や危険木の伐採を推進します。
- ○電気事業者は、降積雪期における電力供給機能を確保するため、次の施策の推進に努めます。
 - ・着雪による切断等の被害を予防するための電力線の難着雪化、変電機器の防雪化等 による諸施設の耐雪化
 - ・倒木による被害を予防するための支障木の伐採
 - ・電柱の冠雪による被害を防止するための冠雪落としの実施
 - ・雪害発生時における災害復旧体制の整備、強化
- ○通信事業者は、降積雪期の通信機能を確保するため、次の施策の推進に努めます。
 - ・路線施設等の巡回点検整備の推進
 - ・通信ケーブル等の地中化
 - 通信ルートの多ルート化
 - ・通信の途絶に備えた非常用無線機及び移動用電源装置の整備
 - ・雪害発生時における災害復旧体制の整備、強化
 - ・積雪、融雪の影響を受けにくい設備構造の推進
 - ・降積雪期の保全作業ノウハウの継承
- ○液化石油ガス販売事業者は、降積雪期のガス供給機能を確保するため、次の施策の推 進に努めます。
 - ・液化石油ガス供給設備の破損防止に配慮した設置場所の確保または設備保護対策
 - ・液化石油ガス容器の転倒防止措置及びバルク貯槽設備の設置促進
 - ・液化石油ガス供給設備の破損及び容器流出によるガスの大量漏えいを防止するため のガス放出防止器等の設置促進
 - ・消費者による「雪下ろし・除雪」に起因する、ガス設備損傷の注意喚起
 - ・雪害発生時における緊急点検活動体制の整備
- ○ガス事業者は、降積雪期のガス供給機能を確保するため、次の施策の推進に努めます。
 - ・豪雪地帯の需要家に対しての給排気部の破損防止や、積雪に囲まれた空間への排気 ガスの滞留防止及び室内への流入防止の啓発
 - ・雪害発生時における緊急点検活動体制の整備
- ○水道事業者は、降積雪期の水道供給機能を確保するため、次の施策の推進に努めます。
 - ・積雪・落雪による受水槽等の破損や給水管の凍結膨張による破損防止の啓発
 - ・雪害発生時における災害復旧体制の整備、強化

(4) 保健医療の確保・教育環境の整備

ア 保健医療の確保(健康福祉部、危機管理部)

《施策のポイント》

高齢化の一層の進行や人口減少に伴い地域の医療ニーズが変化する中で、近年は、新型コロナウイルス感染症による医療提供体制のひっ迫もあり、医療サービス提供の充実、機動的な体制整備を図り、誰もがどこに住んでいても安心して医療サービスを受けられることが必要です。

豪雪地帯の医療体制の確保のため、以下の施策を推進します。

《施策の展開》

- ○へき地医療・救急医療体制の確保を図ります。
 - ・豪雪地帯におけるへき地医療拠点病院、へき地診療所及びへき地患者輸送車等の整備、必要な医師の確保など、へき地医療対策を体系的に推進
 - ・通院が困難な遠隔地の患者等に資する I C T を用いた医療体制整備や医療情報連携 への支援
 - ・救急医療用ヘリコプター (ドクターヘリ)、消防防災ヘリコプター、高規格救急車等 を活用した豪雪地帯等における緊急時の搬送体制の確保

イ教育環境の整備(教育委員会、建設部)

《施策のポイント》

豪雪地帯における学校教育施設については、積雪や寒さを考慮した建物構造にする必要があるなど、特有の事情があります。また、積雪期における通学の安全確保のため、歩道除雪が必要となります。

一方で、地域の環境や雪を活かした教育といった視点も必要です。

豪雪地帯における教育環境の整備について、以下の施策を推進します。

- ○市町村及び県は、雪国にふさわしい教育施設の整備を図ります。
 - ・学校施設環境改善交付金事業による市町村の公立小中学校施設整備
 - ・学校施設環境改善交付金事業による特別豪雪地帯等に所在する公立小中学校の教員 宿舎の整備
- ○市町村の策定する「雪みち計画」に基づき、歩道の除雪を実施し、安全な通学路の確保を図ります。
- ○県及び市町村は、地域の環境を活かした特色ある教育を推進します。
 - ・小中高校及び特別支援学校において、地域の特性を活かしたウィンタースポーツ活動の推進

基本方針2 共創による除排雪体制づくり

(1) 道路の除排雪等

ア 道路の除排雪等(建設部、警察本部、県民文化部)

《施策のポイント》

平常時に確実な除排雪を行うとともに、平成26年2月の県中部や南部における大雪災害の事後検証を踏まえ、異常降雪時においても適切な除排雪を行うための取組が必要です。 冬期の安全な交通確保のため、以下の施策を推進します。

- ○道路管理者相互の連絡調整の上でまとめた除雪計画に基づき、冬期交通の確保のため、 適切かつ効率的な除排雪と凍結防止剤散布を行います。
- ○県及び市町村は、老朽化した機械の適切な更新を行います。
- ○効率的・効果的な除排雪に取り組むとともに、道路・交通管理者間の連携を強化し、 大雪災害時にも適切な対応ができるような体制を整備します。
 - ・国、高速道路会社、県、警察で構成する「幹線道路連絡会議」、地域ごとに県、市町村、警察などで構成する「除雪連絡会議」による連携強化
 - ・大雪災害時に、道路情報の提供についての一元化の実施と、必要に応じて除雪機械 の応援派遣
 - ・地域ごとに、国や市町村と調整を行い、事前に排雪場所を設定
 - ・緊急時における地域内交通の確保
 - ・市町村道と県管理道路及び県境域での除雪体制を強化 大雪災害時には、市町村道と県管理道路及び県境域での「相互除雪」を実施
 - ・滞留車両の発生を抑制するため、通行規制を踏まえた除雪区間を設定
 - ・除雪に対する県民の理解や協力を得るため、関係機関と協力して積極的な広報を 実施
 - ・路面凍結により交通確保に支障を来す区間において凍結防止剤の効果的な散布と 自動凍結防止剤散布装置の設置
 - ・「GPSシステム」や気象情報を有効活用した効率的な除融雪の実施
 - ・道路利用者に対し、冬用タイヤ着用や雪道での安全走行について啓発
- ○県内の観測点において、積雪センサーや市町村による雪量観測などにより降雪状況を 適切に把握するとともに、必要に応じて市町村と情報共有を図り、除雪の効率化など に役立てます。

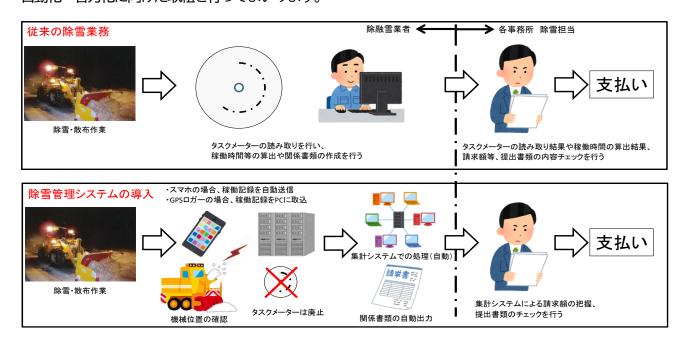
- ○通学路等における安全な歩行者空間の確保のため、歩道除雪を推進します。
 - ・市町村の策定する「雪みち計画」に基づく歩道除雪の実施
 - ・歩道用小型除雪機械の地域への無償貸与
 - ・行政と住民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に雪かきを実施する、 「アダプトシステム」を活用した歩道除雪を推進
- ○冬期の安全な交通確保のため、除排雪体制の整備とともに、道路利用者へ冬期交通 情報の提供を行います。
 - ・道路情報ライブカメラ、道路交通情報板、長野県統合型地理情報システム(GIS) などによる交通状況の提供
- ○雪国に適した豪雪タイプ信号灯器の整備を推進します。
- ○冬期における安全運転を啓発します。
 - ・年末の交通安全運動において、スリップ事故等冬期特有の交通事故防止に関する 啓発

ICT を活用した除雪業務の効率化に係る取組

県では、効率的な除雪体制の構築に向け、県管理道路の除雪業務について、平成29年度からGPS機器を活用した「除雪管理システム」の試行を開始し、令和元年度から本格運用を行っています。

このシステムにより、地図画面で除雪車の作業軌跡の確認や、日報・請求書・稼働費集計表等の帳票出力が 可能となり、業務の省力化を図っています。

今後も将来にわたって安定した冬期交通を確保するため、また、除雪の担い手不足を改善するため、除雪の 自動化・省力化に向けた取組を行ってまいります。



(2) 地域ぐるみの除排雪体制の構築、除雪の担い手対策

ア 地域ぐるみの除排雪体制の構築(健康福祉部、企画振興部、建設部)

《施策のポイント》

個人の家屋及び家屋周辺の除雪は、本人や家族等が行う「自助」が基本となりますが、 人口減少、少子高齢化の進行により、安全かつ十分な除雪ができない世帯もあります。 除雪に不安のある世帯の暮らしを守るためには、地域の安全はみんなで守るという「共助」 の観点から、地域ぐるみの除雪を行う体制の構築が有効です。

「共助」による地域ぐるみの除雪として、町内会、自主防災組織等の地域コミュニティ 組織が、行政やNPO等と連携して行う地域内の一斉除雪や、除雪に不安のある世帯の事 前把握を行った上での除雪代行といった取組があります。

また、人口減少に伴って課題となってきた空き家については、所有者自らの責任において管理するのが基本となります。

これらのことから、地域ぐるみの除雪に係る以下の施策を推進します。

《施策の展開》

- ○NPO 団体等の関係団体の連携強化を図るとともに災害ボランティアセンターの設置・ 運営等訓練、応援企業のネットワークの地域展開を通して災害福祉支援体制の強化を 図ります。
- ○特別豪雪地帯の市町村は、高齢者世帯等の自己の資力及び労力をもって屋根の雪下ろし等ができない世帯に対し、住宅除雪支援員を派遣し、安全と暮らしの確保を図ります。

県は、それに要した経費の一部を補助し、市町村を支援します。

- ○地域住民、関係団体及び市町村等による除排雪作業中の安全確保に向けた地域ぐるみの取組が進むよう、活用可能な補助制度や事例の紹介等の支援を行います。
- ○市町村は、除雪が放置される空き家について、平時から所有者を特定し、その責任で 除雪させる取組を推進し、県は、空き家等の対策に必要な情報を提供するなど市町村 を支援します。
- ○豪雪地帯においても高齢者が安心して暮らせるよう、訪問介護などの在宅サービスや 地域密着型サービスの充実を促進するとともに、介護予防や配食・見守り等の生活支 援サービス等を総合的に取り組む市町村を支援します。

イ 除雪の担い手対策(建設部、企画振興部、健康福祉部)

《施策のポイント》

人口減少、少子高齢化が進行し、自助による除雪が困難な世帯もある中、地域での互助 による除雪も高齢化により難しくなり、さらに除雪オペレーターや除雪作業員など除雪の 担い手の高齢化や確保等、地域での除排雪体制の維持が課題となっています。

このため、安全で、安心できる住民の暮らしに支障が出るような場合は、行政による 除雪支援が必要です。支援に際しては、人材の確保、制度の課題等について検討が必要 です。

また、豪雪となった際には、意欲を持った地域外からの除雪ボランティアを受け入れ、ボランティアが必要な時に、必要な場所で、必要な活動が行えるような環境を整備することが重要です。

これらのことから、除雪の担い手対策に係る以下の施策を推進します。 《施策の展開》

- ○オペレーターの高齢化、担い手不足に対応するため、除雪制度のあり方について関係 者などと意見を交換しながら検討するとともに、技術講習会や I C T技術を用いた除 雪技術の研究を実施します。
- ○特別豪雪地帯の市町村は、高齢者世帯等の自己の資力及び労力をもって屋根の雪下ろし等ができない世帯に対し、住宅除雪支援員を派遣し、安全と暮らしの確保を図ります。

県は、それに要した経費の一部を補助し、市町村を支援します。

○豪雪による被害が発生した場合に、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会における「災害ボランティアセンター」の設置及び除雪等を行うボランティアの募集、情報発信、広域調整等を支援します。

また、豪雪時のボランティアの確保を容易にするため、平時から県社会福祉協議会 等と連携し、地域資源の活用等により、学生・企業・団体などのボランティア希望者 との交流を積極的に推進します。

雪を通じた交流・除雪の担い手対策の取組(長野市 鬼無里地区住民自治協議会)

長野市の鬼無里地区住民自治協議会では、地区内外の方を対象として、「雪かき道場」を開催しています。鬼無里の冬を利雪・克雪の両面から考え、地域交流と除雪の担い手の育成・安全対策の普及 啓発を目的として企画されたイベントです。

利雪としては、雪をきっかけに鬼無里に人が訪れ、地域が盛り上がることで、「鬼無里の冬」・「鬼無里の雪」にプラスイメージの創出が図れています。

克雪としては、イベントを通じた除雪ボランティアとの交流・育成により、鬼無里地区へのボランティアの来訪につながっています。 雪に耐えうる地域づくり、除雪中の事故を減らすための取組が進められています。



住宅の除雪作業後の集合写真

栄村の雪害対策事業(公助の取組)

日本でも有数の豪雪地で、昭和 20 年 2月 12 日には 7m85cm の積雪を観測し、JR 森宮野原駅構内に駅における日本最高積雪地点として積雪標柱が建てられている栄村では、村独自の雪害対策事業を実施し、住民生活の安定確保に努めています。

1 雪害対策救助員事業

自力では住宅等の屋根の雪下ろしや排雪が困難な世帯が増加し、除雪作業を依頼できる人材も確保しにくくなってきたことから、自力での雪下ろしが困難な高齢者世帯等に対し、村が会計年度任用職員として採用した雪害対策救助員を派遣しています。

[メリット]

- ・住民の除雪業者探しが不要
- ・除雪作業員に労務災害補償あり
- ・除雪費用が安定的



雪害対策救助員による除雪作業

2 道踏み支援事業

自力で自宅から除雪路線までの除雪 (道踏み) が困難な世帯に対し、村が会計年度任用職員として採用した道踏み支援員を派遣し、自宅から除雪路線までの道踏みを支援しています。

(3) 克雪住宅等の整備

ア 克雪住宅等の整備(建設部)

《施策のポイント》

平成 18 年豪雪で発生した落雪式屋根の雪が落ちない現象や、高齢者による雪下ろし作業中の転落事故等の発生により、豪雪による住宅の安全性に関わる問題が改めて課題となったことから、県では、学識経験者等による雪に強い住まいの研究会を開催し、克雪対策について検証を行いました。

検証では、住宅を雪の処理方法により①雪下ろし型、②自然落雪型、③融雪型、④耐雪型の4つに分けています。このうち、①、②又は③の建築等を支援するとともに、以下の施策を推進します。

- ○市町村及び県は、積雪を見込んだ木造住宅の構造方法等を手引書「雪に強い住まいづくり」により示し、そこで推奨する克雪住宅の建設を促進します。
- 〇市町村及び県は、特別豪雪地帯における住宅の克雪化(自然落雪型、融雪型、雪下ろし型)に対する支援を行い、克雪住宅の普及を図るとともに、支援制度の課題等について総合的に検討します。
- ○県及び市町村は、雪に強い建物づくりを推進します。
 - ・建築物の維持保全計画の作成及び定期報告の実施について周知徹底
 - ・建築指導員による建築物のパトロールを実施し、雪害防止を指導 また、屋根の雪下ろしを条件として積雪荷重を低減して設計された建築物について、 雪下ろしなど維持管理の徹底を指導
 - ・昭和56年以前に建築され、耐震性能を満たしていない木造住宅の耐震改修工事等 に対して、市町村と協調して助成

屋根雪の処理方法による住宅の分類と処理方法の比較

(「雪に強い住まいの研究会の検討結果」から)

【屋根雪の処理方法】

①雪下ろし型	②自然落雪型	3融雪型	④耐雪型
	Took (
屋根に積った雪を人力で おろす。人手があること と貯雪場があることが条	屋根雪を自然に少量ずつ 滑落させる。(雪が滑り やすい屋根勾配と屋根葺	熱を利用して融雪する。 (散水、放熱パネル、小 屋裏加熱、地熱ダクト等	雪を屋根上に載雪してお く。(平面計画と構造計 画に注意する)
件となる。	材を選ぶことが大切)	の方式がある)	

【処理方法の比較】

		初期 投資	ランニング コスト	雪下ろし 回数	工法としての妥 当性	敷地条件	備考
1	雪下ろし型	最も 割安	雪下ろしの費用と労力が膨大	最も多い		堆雪スペー スの確保が 必要	高齢社会にあっては雪下ろし 要員が不足
2	自然落雪型	③.④ よ は い	2次雪の処 理費用と、あ る程度の熱 源コスト	(2次雪 の処理の み)	工法としては容 易	十分な敷地 の余裕が必 要	敷地に余裕があれば最も合理 的だが、雪が落ちない場合は 危険な面も ある程度の耐雪能力の確保 と、熱による落雪誘発処理を 合わせて検討したい
3	融雪型	割 高 な る	熱源のコス トが高い 雪処理コス トは最低	(出入り 口の処理 のみ)	既存住宅への対応も可能	敷地に余裕 がない場合 も可能	初期投資と熱源コストは高い が、冬期における安心感は最 も高い
4	耐雪型	割 高 な る	設計を超え た場合の雪 下ろし費用 と、2次雪の 処理費用	耐雪能力 を超える 場合は必 要	十分な構造検討 が必要となる 既存住宅への 対応は難しい場 合も	敷地に余裕 がない場合 も可能	豪雪地帯にあっては、ある程 度の雪下ろしは必要

(4) 除排雪作業中の安全確保を促す啓発

ア 除排雪作業中の安全確保を促す啓発(企画振興部、危機管理部、建設部)

《施策のポイント》

屋根の雪下ろし、雪かき等の除雪作業中の事故の原因には、次のものが挙げられます。

- ・屋根やはしごからの転落
- ・屋根からの落雪
- ・水路等への転落
- ・除雪機による巻き込まれ、下敷き

単独作業、命綱やヘルメット等の未装着、はしごや除雪機等の誤った使用は、死亡事故 等重大な事故に繋がる要因です。除雪作業の安全対策を徹底することで作業中の事故を大 幅に減少させることができると考えられるため、以下の施策を推進します。

《施策の展開》

- ○地域住民、関係団体及び市町村等による除排雪作業中の安全確保に向けた地域ぐるみの取組が進むよう、活用可能な補助制度や事例の紹介等の支援を行います。
- ○県及び市町村は、住民が安全な除雪活動を行えるよう、広報や出前講座等により、 除雪作業中の十分な装備、除雪機械の適切な操作、2人以上での除雪作業の徹底など、 安全な除雪作業に関する普及啓発を行います。
- ○市町村及び県は、特別豪雪地帯における住宅への命綱固定アンカー設置に対する支援 を行い、命綱固定アンカーの普及を図ります。

除排雪作業中の安全確保に係る取組(県北信地域振興局)

北信地域は、管内6市町村のうち5市町村が特別豪雪地帯に指定され、雪の恵みを多く得る一方で、降雪量の多い年を中心に、雪下ろし中や除雪作業中の事故が多く発生しています。

こうした状況を踏まえ、県北信地域振興局では、雪下ろし中や除雪作業中の事故を防止するため、雪下ろし 安全対策情報交換会を開催するとともに、雪下ろし時に気を付けるべきポイントを紹介する動画やリーフ レットを作成し、安全対策の普及啓発に取り組んでいます。 雪下ろし安全対策リーフレット





雪下ろし安全対策情報交換会の様子



除排雪作業中の安全確保に係る取組(長野市 鬼無里地区住民自治協議会)

1 安全対策講習会の開催

雪下ろし作業は、昔から行われている作業ですが、高齢化や降雪 量の変化等、作業を取り巻く環境が変化しており、転落事故や死亡 事故が後を絶ちません。

長野市の鬼無里地区住民自治協議会では、毎年安全対策講習会 を開催しています。講習会には、長野市住宅除雪支援員派遣事業に より市から委嘱された除雪支援員が主に参加していますが、自宅 等の雪下ろしを自ら行う方も参加することができ、安全帯の装着 方法や命綱の結び方、道具の手入れ方法、ハシゴの上り下りに係る 注意点等、作業時に必要な知識・技術を学ぶことができます。



講師から命綱のロープワークを学ぶ参加者

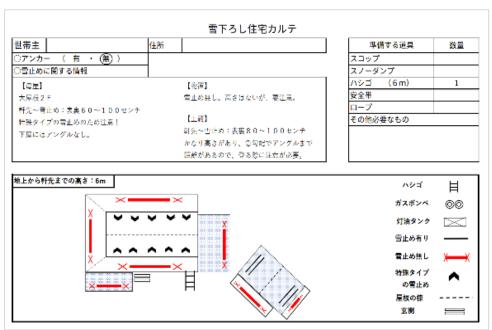
2 雪下ろし住宅カルテの作成

長野市の鬼無里地区住民自治協議会では、屋根雪下ろしの支援が必要な世帯の住宅や屋根の状況を積雪前に調査し、カルテを作成することで屋根雪下ろし作業時の安全対策を進めています。

カルテには、以下の項目や住宅写真等がまとめられています。

【主なカルテ記載内容】

- ・雪止めアングル設置箇所、未設置箇所
- ・命綱アンカー設置の有無
- ハシゴをかける箇所
- ・雪を落とすと危険な箇所(灯油タンクの上等)
- ・その他危険箇所
- ・雪下ろし時必要となる道具(ロープやハシゴの長さ)



除排雪作業中の安全確保に係る取組(栄村)

栄村では、国の豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を活用し、除排雪作業時等の死傷事故の防止のため に以下の事業を行っています。(令和4年度現在)

1 栄村地域安全克雪方針(案)の策定

これまでの雪害対策にかかるデータをまとめるとともに、村の雪害対策救助員事業・道踏み支援事業の対象となる住宅の除雪時に気を付ける点等をまとめ、デジタル地図と同期させた住宅カルテを作成し、除排雪作業時等の死傷事故の防止等に係る地域ぐるみの方針の策定作業を進めています。

2 除排雪安全対策事業

村の雪害対策救助員事業用の高馬力の 小型除排雪機を購入し、除排雪の効率を 上げるとともに、雪害対策救助員及び住 民に向けた除排雪に関する安全対策講習 会を実施し、安全な除排雪体制の整備・ 充実を図っています。



秋山地区での除排雪安全対策講習会の様子(栄村)

基本方針3 雪が生み出す個性豊かな地域づくり

(1)雪を楽しむ観光の振興

ア 雪を楽しむ観光の振興(観光部)

《施策のポイント》

当県の豪雪地帯には、スキー・スノーボードなどのスノーリゾート、雪化粧した北アルプスの心癒す風景、スノーモンキー、温泉街などの観光資源が豊富に存在し、スノーシーズンを中心に国内外から多くの観光客が訪れます。

魅力あふれるスノーリゾートづくり等を推進するため、以下の施策を推進します。

- ○県及び市町村は、スキーをはじめとするウィンタースポーツの楽しさを発信し、憧れを 抱けるスノーリゾート信州を目指します。
- ○県及び市町村は、スキー・スノーボード、スノーシュー等の雪遊び、かまくら村等、 観光資源としての雪の活用に取り組みます。
- ○県及び市町村は、国内外からスキー学習旅行の誘致促進を図ります。
- ○県及び市町村は、初めて訪れる外国人も安心・安全・快適に旅を楽しめる外国語表示看板やWi-Fi環境、相談窓口など多言語受入環境の整備を促進します。
- 〇海外の高付加価値旅行市場など、観光消費額の最大化に向けてターゲットを絞った国外 プロモーション等を推進します。
- 〇スノーリゾートの魅力とともに、バックカントリースキーのリスク等も含め、より安全 に楽しめるよう丁寧な情報発信を行います。
- ○広域観光ルートなどの開発を推進します。
 - ・近県と連携した周遊観光モデルコースを企画造成し、広域観光の推進を通じた誘客拡大
- ○グリーンシーズンにおける観光誘客に係る取組を支援し、通年型観光の推進を図ります。

(2) 雪を活かした地域づくり

ア農林業、商工業及び建設業の振興(農政部、林務部、産業労働部、建設部)

《施策のポイント》

豪雪地帯においては、雪害の予防や災害対策が必要となります。

また、地域の特性や雪を活かした特産品の生産振興やブランド化等の取組も重要です。

加えて、積雪期の交通確保に重要な役割を果たしている建設業が活躍できるような取組も重要となります。

農林業、商工業及び建設業の振興のため、以下の施策を推進します。

《施策の展開》

○農作物等災害対策指針に基づき、雪害・寒害の未然防止について周知します。 災害が発生した場合には、被害の把握に努め、農業生産等の確保を図るため、生産者 団体と連携した技術指導を行います。

また、必要に応じ、消雪対策についての支援を行います。

- ○雪害に強い健全な森林づくりのため、計画的な主伐・再造林の実施、幼齢林から若齢林 に至る期間の保育や間伐等の森林整備を支援します。
- ○雪の中から掘り出して収穫するキャベツやにんじん、雪中貯蔵・雪室熟成による日本酒、 そば、りんごなどの地域特産品の生産振興やブランド化等を支援します。
- ○伝統的工芸品産業における需要開拓、後継者確保等を支援することにより産地の活性化 を図ります。
- ○先進的な取組を研究する商店街関係団体を支援し、事業者に情報提供を図ることで、 商店街の活性化を促進します。
- ○積雪期の交通確保に重要な役割を果たしている建設業が活躍できるよう、除雪制度の あり方について関係者などと意見交換しながら、制度のあり方を検討します。
 - ・道路の小規模維持補修と除雪業務の一体化、複数年契約
 - ・除雪作業等を担う人材確保のための技術講習会や、「GPSシステム」を活用した 除雪の実施

雪中キャベツ収穫の様子(小谷村)

イ 雪を活かした地域づくり(企画振興部、環境部、観光部、教育委員会)

《施策のポイント》

雪国ならではの魅力が若者・子育て世代をはじめ多くの人をひきつけ、県外や海外からの 移住・交流や県内地域との多様なかかわりに係る取組等を推進することが重要です。 雪を活かした地域づくりのため、以下の施策を推進します。

《施策の展開》

○市町村と連携した移住フェア等を開催することにより、雪国ならではの魅力を発信します。

また、市町村と連携し、移住後のサポート体制の充実を図ることにより、移住・定住を 推進します。

- ○市町村と連携し、県外から県内の豪雪地帯等の地域と多様に関わる「つながり人口」の 創出・拡大を図ります。
- ○豪雪地帯等における冷熱で野菜などを保存する雪室・氷室や、冷熱を室内に循環させる 冷房システムなど、雪や氷の持つ冷熱による雪氷熱利用システムの普及を促進します。
- ○自然環境等の保全を進めるサスティナブルツーリズムやユニバーサルツーリズムの取組 を支援します。
- ○各種ウィンタースポーツ、レクリエーションの普及推進を行い、地域の活性化及び地域 住民や競技会参加者の交流を促進します。
 - ・令和10年(2028年)に本県で開催予定の第82回国民スポーツ大会冬季大会の開催気 運醸成と、国際的なウィンタースポーツ大会や、国民スポーツ大会、高等学校総合体 育大会などの全国的なウィンタースポーツ競技会の開催への支援
 - ・ウィンタースポーツ施設の適切な維持管理
 - ・スキー・スノーボード実技指導者の高校部活動への外部指導者派遣

「雪の日」雪という宝物に、感謝を込めて。

「スノーリゾート信州」プロモーション委員会(※)では、2017年から 2月の第4日曜日を「雪の日」と定めています。雪は私たちの暮らしや生 態系を支えている自然の大きな恵みです。「雪の日」は、「雪の恵みに感謝 し、雪や自然についてみんなで考えていきましょう」という日です。

(※ 「スノーリゾート信州」プロモーション委員会…スノーリゾートと しての振興策に取り組むことを目的として、県、市町村、観光協会、 スキー関連団体・企業などの団体で構成)













VI 達成目標・関連指標一覧

達成目標

項目		令和4年度末 見込み	令和9年度末 達成目標
	県管理国県道の整備(供用)延長(km)(※1)	11.4	18.6
	特別豪雪地帯の基幹的な市町村道の代行整備 (改良済) 延長 (km)	25. 5	26. 9
雪に強い道路等の整	堆雪帯の設置 (km)	29.4	29.7
備、雪崩防止対策の 強化、道路の除排雪 等	無散水消雪施設の更新 (km)	1	0.3
	雪崩防止工(箇所)	28	29
	雪対策砂防(えん堤)(基)	80	110
	信号灯器(豪雪タイプ)(基)	947	1, 227
	雪による人的被害の発生数(5か年)(人)(※2)	155	139
消防防災体制の整備、地域ぐるみの除排雪体制の構築	自主防災組織率が県平均に達していない豪雪地帯 市町村(市町村)(※3)	7	6
	積雪期の大規模地震の防災・減災に関する研修会、 出前講座等の実施(5か年)(回)(※4)	61	75
	平時において、要支援世帯を支援する体制を有する 豪雪地帯市町村(市町村)	20	20 (体制の維持)

^{※1 「}県管理国県道の整備(供用)延長」は、令和4年度末においては、平成30年度~令和4年度、令和9年度末においては、令和5年度~9年度の供用延長である。

関連指標

項目		平成29年度末 実績	令和4年度末 見込み
道路の除排雪等	スノーシェッドの整備 (km)	10.7	10.7
	雪崩防止柵(km)	32.6	32.7
	県保有除蠕機械(台)	734	739
	アダプトシステムの活用による歩道除雪(協定)	5	4
	道路情報提供装置(基)	120	125
	路面状況の情報提供(地点)	60	96

^{※2 「}雪による人的被害の発生数」は、死者・負傷者の発生数であり、令和4年度末においては、平成30年度~令和5年2月28日現在までの実績値、令和9年度末においては、令和5年度~9年度の合計数である。

^{※3} 自主防災組織率の県平均は、95.1%(令和3年4月1日現在)を基準にしている。

^{※4} 出前講座等の実施は、令和4年度末においては、平成30年度~令和4年度、令和9年度末においては、令和5年度~9年度の合計数である。

VII 附属資料

●豪雪地帯の指定

① 豪雪地帯の指定(豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項) 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、積雪の度その他の事情を勘算

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定する。

② 特別豪雪地帯の指定(同法第2条第2項)

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、国土審議会の議決を経て国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が定める基準に従って、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定する。

豪雪地帯・特別豪雪地帯の指定基準

<i>≫</i> = -	当地帝•特別家当地帝(2)指此基準					
	根 拠	指定基準の概要				
豪雪地帯	豪雪地帯の指定基準に 関する政令(昭和38年10 月7日政令第 344号) 豪雪地帯の指定基準に 関する政令に規定する 期間及び施設を定める 総理府令(昭和38年10 月21日総理府令第47 号)	算値が5,000cm日以上の地域(以下「豪雪地域」という。)がある道府県又は市町村で次のいずれかに該当するものの区域 (1) 豪雪地域が2/3以上の道府県又は市町村 (2) 豪雪地域が1/2以上で道府県庁が所在する市の区域の全部又は一部が豪雪地域である道府県 (3) 市役所、町村役場、1・2級国道、道路法第56条の規定により国土交通大臣が指定する主要な道府県道若しくは市道又は国鉄(当時)の駅が豪				
特別豪雪地帯	特別豪雪地帯の指定基準(第3回) (昭和54年3月20日内閣 総理大臣決定)	(積雪の度の要件)				

●長野県内の豪雪地帯市町村

【豪雪地带市町村】

(昭和38年10月30日指定)

(豪雪地带対策特別措置法第2条第1項)

郡市別	市町村名	
市	長野市、松本市、上田市、飯田市、須坂市、中野市、大町市、飯山市、 安曇野市	9市
北安曇郡	松川村、白馬村、小谷村	3村
上高井郡	高山村	1村
下高井郡	山ノ内町、木島平村、野沢温泉村	
上水内郡	信濃町、飯綱町、小川村	2町1村
下水内郡	栄村	1村
合計	20 市町村 (9市3町8村)	

(注) 長野市については、旧篠ノ井市、旧川中島町、旧信更村、旧更北村、旧松代町を除いた地域。

松本市については、旧安曇村の地域。

上田市については、旧丸子町、旧武石村、旧塩田町、旧川西村を除いた地域。

飯田市については、旧南信濃村の地域。

須坂市については、旧東村の地域。

大町市については、旧八坂村を除いた地域。

安曇野市については、旧穂高町、旧堀金村の地域

【特別豪雪地帯市町村】

(豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項)

市町村名		管轄地域振興局	指定年月日	
飯山市		北信	昭和46年9月27日	
北安曇郡	小谷村	北アルプス	昭和46年9月27日	
下高井郡	沐島平村	北信	昭和46年9月27日	
下高井郡	野沢温泉村	北信	昭和46年9月27日	
上水内郡	信濃町	長野	昭和46年9月27日	
下水内郡	深村	北信	昭和46年9月27日	
北安曇郡白馬村		北アルプス	昭和48年4月10日	
下高井郡	仙ノ内町	北信	昭和48年4月10日	
長野市	(旧上水内郡鬼無里村)	長野	昭和48年4月10日	
	(旧上水内郡戸隠村)	長野	昭和51年4月9日	
上高井郡高山村		長野	昭和54年4月2日	
10 市町村(2市2町6村)		3 地域振興局		

●豪雪地帯に対する主な配慮措置

(令和4年11月30日現在 国土交通省提供)

区分		事 業 名	一般地域	豪雪地帯	特別豪雪地帯	所管	
特	基幹的市町村道改築の道県代行事業				道県が代行を行うことが 可能	国土交通省	
	小中学校等の分校の校舎及び屋内運動場の新 増築		負担率 1/2		負担率 5.5/10		
特別措置	小中学校等の分校の校舎、屋内運動場及び寄宿 舎の危険改築		算定割合	算定割合 1/3			
	小中学校等の寄宿舎及び分校のへき地集会室 の新増築及び教職員宿舎の建築		算定割合	算定割合 1/2		文部科学省	
	小中学校等の分校のへき地集会室の危険改築				算定割合 5.5/10		
	小中学校等の本校の校舎及び屋内運動場の危 険改築		算定割合 1/3		M*************************************		
	小中学校等の校舎、屋内運動場及び寄宿舎の不 適格改築				算定割合 5.5/10		
補助率等	净化槽設置整備事業		補助基準額		のかさ上げ	環境省	
補助率等の嵩上げ等	公共浄化槽等整備推進事業			夏のかさ上げ			
等	農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策(基盤整備等の一部事業)		交付率	1/2	交付率 5.5/10		
	農業農村整備	農業競争力強化 <u>基盤整</u> 備事業等の一 部事業	補助率	1/2	補助率 5.5/10	農林水産省	
	事業 防災ダム事業		受益面積 100ha以上	受益面積 70ha以上			
採択の緩和等	小中学校等建物新増改築事業		(積雪寒	冷度に応じた必要面積の引き	き上げ)	文部科学省	

区分		事 業 名	一般地域			豪雪地帯	特別豪	雪地帯	所管
		患者輸送用雪上車			l		補助率	1/2	
	雪上車 の整備	医師往診用小型雪上車				補助率	1/2		
	補助	巡回診療用雪上車			I.		補助率	1/2	•
	民間社会	福祉施設の除雪費補助					補助率 (保護施設	1/2 (13/4)	星
		助成金 ル雇用助成金 お 直年雇 用促 丝等事業	(積雪寒冷地において建設業等に従事する労働者等の雇用の安定化を図るための制度)					厚生労働省	
			(雪寒地域におけ	る道路交	通の確保	を図る)			
	雪寒地或道路事業		<除雪補助等>	通常	の道路	雪寒指定道路 (特例措置)			
			除雪事業除雪機械整備	補助	無し	2/3			
亭			防雪事業 凍雪害防止事業	1/2 (6/10 (6/10 (内地・北海道)			
雪地帯等で.	豪雪地带安全確保緊急対策交付金		・地域安全克雪方針策定事業 (定額補助、上限額500万円)・安全克雪事業(補助率 1/2)						
豪雪地帯等で行われる事業	克雪住宅等整備支援		地方公共団体による克雪住宅等の整備を推進する取組に対する支援 ・社会資本整備総合交付金等の効果促進事業等 補助率 1/2等						
来	消流雪用水導入事業		111174 1 -7 - 14		中小河川	〜消流雪用水導入			
	治水	雪対策ダム事業			消流雪用	引水の確保			国
	事業	雪対策砂防モデル事業			流雪機能		の砂防施設整備	講等	国土交通省
	下水道 事業	下水道リノベーション推進総合事業 の一部	を 融流雪のための下水道施設整備				坐省		
	雪崩対策事業		集落保護を目的とする雪崩防止		防止工事				
	雪に強い	公園づくり			冬期に禾	川用できるレクリエ	ーション施設の	0整備	

区分	制度名等	一般地域	豪雪地带	特別豪雪地帯	所管	
	所得税における豪雪等災害に係る雑損控除	(豪雪の場合の屋根雪処理等、災害に直接関連して支出された金額に対する所得控除)				
	固定資産の評価における積雪寒冷補正	(積雪寒冷地の木造家屋及び	非木造家屋における積雪寒	や補正率の適用)		
税制	個人住民税の豪雪等災害に係る雑損控除	(豪雪の場合の屋根雪処理等 民税控除)	災害に直接関連して支出	された金額に対する個人住	総務省	
	自動車税種別割の税率の特例	(積雪地域における標準税率	の特例)		п	
	高床式住宅についての各種住宅税制の適用に 係る床面積の算定方法について			優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例	国土交通省	
金融など	地域産業の振興を通じ、地域経済の活性化及び雇用の促進を図るための融資制度			企業活力強化貸付(地域活性化・雇用促進資金)による低利の設備資金貸付及び長期運転資金貸付	日本政策金融公庫(中小)(注)	
١	公営住宅整備事業における標準工事費の加算	(多雪寒冷地区(特別豪雪地帯を含む)における雪害防除工事)				
	高床式住宅についての建築基準法上の特例			特別豪雪地帯等において 当該高床の床下部分を床 面積算定から除く	国土交通省	
	公営住宅の譲渡に係る制限の緩和	豪雪地帯における公営住宅の譲渡に係る制限の緩和				
地方交付税	地方交付税算定における寒冷補正(積雪度)	(積雪の差による地域区分に応じ、道路、建物等の除雪関係経費等の増加経費を割増 算入)		総		
地方債	一般補助施設整備等事業	一般補助施設等整備事業 (豪雪対策事業)			総務省	
債	防災対策事業・緊急自然災害防止対策事業	防災対策事業 (自然災害防止事業) ・緊急自然災害防止対策事業				

(注) 中小: 中小企業事業本部

●豪雪地帯対策特別措置法

昭和37年4月5日法律第73号 最終改正:令和4年3月31日法律第8号

注) 1. 法律は恒久法 (議員立法)

2. 法律第14条(市町村の道県代行)、第15条(公立小中学校等の施設に関する補助率かさ上げ)は令和13年度(令和14年3月31日)まで。

(目的)

第一条 この法律は、積雪が特に甚だしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、当該地域が人口の減少、高齢化の進展その他の社会経済情勢の変化に加えて気候変動による降雪の態様の変化等により困難な状況に直面していることをも踏まえ、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善等に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 豪雪地帯対策(豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により不利となつている産業等の基礎条件の改善等に関する施策をいう。以下同じ。)は、国土強靱化の観点を踏まえて雪に強く、豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた克雪対策(克雪(積雪に関する諸問題を克服することをいう。第十三条の四の三において同じ。)のための対策をいう。)を充実させること及び親雪(雪に親しむことをいう。)又は利雪(雪を資源として有効に利用することをいう。第十三条の六において同じ。)の観点から豪雪地帯における自然的特性、固有の文化等を生かした取組を積極的に支援することにより、豪雪地帯における農業、林業その他の産業の振興及び地域の活性化並びに豪雪地帯の住民の生活及び生命の保護等を図ることを旨として、行われなければならない。

(豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定)

- 第二条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第一条に規定する地域について、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定する。
- 2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、国土審議会の議決を経て国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が定める基準に従つて、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定する。
- 3 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、豪雪地帯又は特別豪雪地帯の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

(豪雪地帯対策基本計画の樹立)

- 第三条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係道府 県知事及び国土審議会の意見を聴いて、豪雪地帯対策の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画(以 下「基本計画」という。)を決定しなければならない。
- 2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。
- 3 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示するとともに、関係道府県知事に通知しなければならない。
- 4 前三項の規定は、基本計画を変更しようとする場合について準用する。

(基本計画の内容)

- 第四条 基本計画には、次に掲げる事項について、それぞれその基本的なものを定めるものとする。
 - 一 積雪期における交通及び通信を確保するために必要な道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
 - 二 農業及び林業に係る雪害の防除その他農業及び林業の生産条件の整備に関する事項
 - 三 豪雪地帯の特殊事情に即応する教育施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備に関する事項
 - 四 雪害を防除するために必要な国土保全施設の整備に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯対策に関する重要事項で政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、基本計画を定めるに当たつては、特別豪雪地帯につき、住民の生活水準の維持改善に関し必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

(国土審議会の調査審議等)

- 第五条 国土審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。
 - 一 豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定に関する事項
 - 二 基本計画の作成及びその実施の推進に関する事項
 - 三 豪雪地帯に適応する産業の振興に関する事項
 - 四 豪雪地帯における住民の生活文化水準の向上に関する事項
 - 五 雪害及びその対策に関する試験研究の促進に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯に関する重要事項
- 2 国土審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の諮問に答申し、かつ、必要に応じ、国土交通大臣、総務大臣若しくは農林水産大臣又はこれらの大臣以外の関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

(道府県豪雪地帯対策基本計画)

- 第六条 地域の特性に応じた豪雪地帯対策を推進するため、豪雪地帯に係る道府県の知事は、関係市町村長の意見を聴いて、道府県豪雪地帯対策基本計画(以下「道府県計画」という。)を定めることができる。
- 2 道府県計画には、道府県が豪雪地帯対策を推進するために必要な次に掲げる事項を定めるものと する。
 - 一 交通及び通信の確保に関する事項
 - 二 農林業、商工業その他の産業の振興に関する事項
 - 三 生活環境施設の整備に関する事項
 - 四 国土保全施設の整備に関する事項
 - 五 雪害の防除等に関する調査研究及び降積雪に係る情報の収集等の体制の整備に関する事項
 - 六 除排雪についての住民の協力体制の整備及び地域の特性を生かした地域間交流の促進等に関する事項
- 3 前項各号に掲げるもののほか、道府県計画には、豪雪地帯の振興の基本的方針に関する事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 道府県計画は、基本計画に適合するとともに、地域における創意工夫を生かしつつ、その活性化に資するよう定めるものとする。
- 5 道府県知事は、道府県計画を定めたときは、速やかに、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣にこれを提出しなければならない。
- 6 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の規定により道府県計画の提出があつた場合 においては、速やかに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 7 第一項及び前三項の規定は、道府県計画の変更について準用する。
- 8 政府は、豪雪地帯において施策を講ずるに当たつては、道府県計画を尊重するものとする。

(豪雪地帯の特性を踏まえた防災に関する施策の促進)

第六条の二 国及び地方公共団体は、基本計画及び道府県計画を定めるに当たつては、積雪期における交通の確保の困難性その他の豪雪地帯における地域の特性を踏まえた地震、津波等に係る防災に関する施策を促進するものとなるよう適切な配慮をするものとする。

(住民の責務)

第七条 住民は、国及び地方公共団体が実施する豪雪地帯対策の推進に協力するよう努めるものとする。

第八条 削除

(事業の実施)

第九条 基本計画及び道府県計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する 法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものと する。

(事業計画の作成及び調整)

- 第十条 関係行政機関の長は、毎年度、基本計画の実施についてその所掌する事項に関し事業計画を 作成し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

(財政上の措置等)

第十一条 国は、毎年度、予算で定めるところにより、基本計画の円滑な実施その他豪雪地帯対策の 実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(地方債についての配慮)

第十一条の二 地方公共団体が基本計画及び道府県計画を達成するために行う事業に要する経費に 充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において資金事情及び当該地方公共団体の財 政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保等)

第十一条の三 国は、基本計画及び道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保 その他の援助に努めなければならない。

(関係機関等の協力)

第十二条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画及び道府県計画の円滑 な実施が促進されるように協力しなければならない。

(助言及び調査)

第十二条の二 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、道府県計画の実施に関し必要があると 認める場合においては、関係地方公共団体に対し助言し、又は関係地方公共団体について調査を行 うことができる。

(工事の早期着手等についての配慮)

第十三条 国及び地方公共団体は、豪雪地帯の特殊事情にかんがみ、早期に工事に着手することができるようにする等基本計画及び道府県計画に基づく事業の効率的な実施について特別の配慮をするものとする。

(幹線道路の交通の確保)

第十三条の二 国及び地方公共団体は、短期間に集中的な降雪が生じた場合においても豪雪地帯における幹線道路の交通が確保されるよう、幹線道路に係る除排雪の体制の整備その他の必要な措置を 講ずるものとする。

(克雪住宅の普及促進)

第十三条の二の二 国及び地方公共団体は、克雪住宅(融雪等の措置が講じられた住宅をいう。)の 普及が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(命綱固定アンカーの設置の促進等)

第十三条の二の三 国及び地方公共団体は、除排雪中の事故の発生を防止するため、既存の住宅等への命綱固定アンカー(命綱(転落を防止するために人が装着する墜落制止用器具に接続するロープをいう。以下この条において同じ。)の一端を固定するために建築物の屋根に堅固に固定された金具その他これに類する設備をいう。)の設置の促進及び命綱等の除排雪の安全を確保するための装備の普及が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(除排雪の体制の整備)

第十三条の三 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において人口の減少、高齢化の進展等により除排雪の担い手が不足していることに鑑み、除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、建設業者の組織する団体その他の営利を目的としない団体等との連携協力体制の整備その他の地域における除排雪の体制の整備を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(空家に係る除排雪等の管理の確保)

第十三条の四 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において、積雪による空家(建築物又は工作物であって、居住し、又は使用する者のないことが常態であるものをいう。以下同じ。)の倒壊による危害の発生を防止するため、空家について、除排雪その他の管理が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域における除排雪の安全確保等)

第十三条の四の二 国は、地域における持続可能な除排雪の体制の整備の促進その他地域における除 排雪の安全を確保するための取組であつて豪雪地帯に係る地方公共団体が実施するものについて、 当該地方公共団体に対する交付金の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。

(克雪に関する技術の開発及び普及)

第十三条の四の三 国及び地方公共団体は、除排雪中の事故の発生を防止する等のため、克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

(快適で魅力ある地域社会の形成)

第十三条の五 国は、豪雪地帯における快適で魅力ある地域社会の形成に資するため、積雪期における住民の健康増進及び交流のためのレクリエーション施設等の整備、農業水利施設の融雪のための利用の促進等が円滑に図られるよう適切な配慮をするものとする。

(豪雪地帯に適した産業の育成等)

第十三条の六 国及び地方公共団体は、豪雪地帯に適した産業の育成を図り、利雪に関する試験研究の体制の整備及び研究開発の成果の普及を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(雪冷熱エネルギーの活用促進)

第十三条の七 国及び地方公共団体は、豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備その他の取組が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(総合的な雪情報システムの構築)

第十三条の八 国及び地方公共団体は、豪雪地帯における住民の生活その他豪雪地帯における諸活動の安全性及び利便性の向上等に資するため、雪に関連する多様な情報を適切かつ迅速に提供する総合的な情報システムの構築が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例)

- 第十四条 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するもの(以下「基幹道路」という。)の改築については、昭和四十七年四月一日から令和十四年三月三十一日までの間に限り、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の規定にかかわらず、基本計画に基づいて、道府県が行うことができる。
- 2 道府県は、前項の規定により市町村道の改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。)に代わってその権限を行なうものとする。この場合において、道府県が代わって行なう権限のうち政令で定めるものは、当該道府県を統轄する道府県知事が行なう。
- 3 第一項の規定により道府県が行なう基幹道路の改築に係る事業(以下「基幹道路整備事業」という。)に要する経費については、当該道府県が負担する。
- 4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を道府県道とみなす。
- 5 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号。以下「負担特例法」という。)第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業(北海道の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。)を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。
- 6 北海道の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえるものにあつては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえないものにあつては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。
 - 一 北海道の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する 通常の国の負担割合を北海道の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負 担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合
 - 二 北海道の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

(特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例等)

第十五条 地方公共団体が基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)又は改築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)に要する経費についての国の負担割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、昭和四十七年度から平成四年度までの各年度にあつては三分の二(昭和六十年度にあつては十分の六、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては十分

- の五・五)とし、平成五年度から令和十三年度までの各年度にあつては十分の五・五とする。ただし、他の法令の規定により当該割合を超える国の負担割合が定められている場合には、この限りでない。
- 一 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校若しくは 中等教育学校の前期課程の分校の校舎及び屋内運動場(へき地学校(へき地教育振興法(昭和二 十九年法律第百四十三号)第二条に規定するへき地学校をいう。)にあつては当該学校に設けら れる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を含む。)の新築若しくは増 築又はこれらの施設で構造上危険な状態にあるものの改築
- 二 積雪による通学の困難を緩和するための公立の中等教育学校の前期課程の寄宿舎の新築若しくは増築又は公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程の寄宿舎で構造上危険な状態にあるものの改築
- 2 国は、前項各号に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について同項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。
- 3 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築又は建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に係る事業がある場合においては、平成十八年度から令和十三年度までの各年度において、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。
 - 一 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校、中学校又は義務教育学校の寄宿舎の新築又は増築
 - 二 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員又は 職員の積雪による通勤の困難を緩和するための住宅の建築

(国の負担割合の特例)

第十六条 前二条に定めるもののほか、基本計画に基づく事業の実施の促進上特に必要があるとき は、当該事業に要する経費に係る国の負担割合について、別に法律で定めるところにより、特例 を設けることができる。

●豪雪地帯対策基本計画

昭和47年3月31日 総理府告示第9号 昭和63年4月5日 総理府告示第10号 平成11年3月10日 総理府告示第10号 平成18年11月27日 総務省・農林水産省・国土交通省告示第36号 平成24年12月10日 総務省・農林水産省・国土交通省告示第2号 令和4年12月21日 総務省・農林水産省・国土交通省告示第7号

1 基本計画の目的

豪雪地帯は、国土の約51%に及ぶ広大な面積を占め、また、総人口の約15%を擁し、我が国の経済社会において重要な地位を占めているが、毎年の恒常的な降積雪によって、住民の生活水準の向上や産業の発展が阻害されてきた。また昨今、気候変動の影響を受け、短期間で集中的に大雪や暴風雪が発生するなど、降雪の態様が変化すると考えられており、これまでは数十年に一度の頻度であった豪雪被害が毎年のように発生している。こうした中で、高齢者を中心に除排雪の作業中の事故が相次ぎ、人的被害が多数発生したほか、雪崩の発生等による集落の孤立、集中的な降雪による交通の阻害、空家の倒壊や落雪による物的・人的被害等の問題が生じるなど、豪雪地帯の安全・安心が大きく低下する事態が頻繁に生じている。

近年においては、道路の除雪をはじめ、各般の施策が総合的、計画的に推進され、雪による障害は軽減されてきているが、人口減少、高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい状況が長期にわたり継続していることに加え、社会経済情勢の変化により地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地・森林等の適正な管理、複合災害の対応等の課題に直面しており、地域を取り巻く状況はより困難に変化してきている。

他方、豪雪地帯は、豊かな土地、水資源、優れた自然環境、多様な文化、良好な景観等に恵まれているほか、食料の供給地ともなっており、我が国にとって重要な役割を担っている。また、近年の地球温暖化問題を踏まえた再生可能エネルギーへの関心の高まりや慢性的な電力不足を背景として、雪の冷熱をエネルギー源として活用する取組も始まっているほか、雪を通した交流活動や、雪国文化を地域ブランド化する取組が行われるなど、新たな雪の価値も創出されてきている。

このため、本計画は、特別豪雪地帯に特に配慮を払いつつ、豪雪地帯における雪害の防除、交通の確保、積雪により劣っている産業等の基礎条件や生活環境の整備・改善を図るとともに、雪のもたらす各種資源の利活用、新たな雪国の価値の創出、地域の特性を生かした多様な主体の参加と連携による地域づくりの推進に努め、これらについて国及び地方公共団体と民間団体及び地域住民等が協働して総合的な豪雪地帯対策を実施することにより、地域経済の発展と住民生活の向上に寄与することを目的とする。

2 基本計画の位置付け

本計画は、豪雪地帯における恒久的な諸対策の基本となるべきものである。したがって、本計画は、豪雪地帯における治山、治水、交通、通信、農林業その他産業等の振興、生活環境の整備等に

関する長期計画に反映されるとともに、地域の特性に配慮した地震津波等に係る防災対策を含めたあらゆる施策を行うに当たって尊重されなければならない。

3 基本理念

今後の均衡ある国土の発展と持続可能で世界に開かれた活力ある地域づくりを行うためには、積雪により不利となっている産業等の基礎条件の改善等を推進するとともに、雪を有効な資源として更に活用し、新たな産業の振興に取り組み、雪国に生きる人々が作り上げてきた雪と親しみ、雪と共生した雪国ならではの歴史や文化を創造・継承し、交流や定住の場として魅力ある地域社会の形成に努め、雪国の特性を生かして海外を含めた交流と連携を推進することが必要である。

また、国土強靱化基本計画(平成30年12月)においても、暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生が、起きてはならない最悪の事態のひとつとされる等、備えるべき大規模な自然災害として位置付けられている。

このような観点から、豪雪地帯対策については、国土強靱化の観点を踏まえて雪に強く豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことの出来る地域社会の実現に向けた克雪 (積雪に関する諸問題を克服すること)対策の充実を促進するとともに、親雪 (雪に親しむこと)、利雪 (雪を資源として有効に活用すること)の観点から、豪雪地帯における自然的特性、固有の文化等を生かした取組を積極的に支援し、豪雪地帯の魅力を発信することにより、豪雪地帯における農業、林業その他産業の振興及び持続可能な地域社会の形成や地域資源等を活用した地域の活性化並びに、住民の生活及び生命の保護を図ることを旨として、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。

また、豪雪地帯対策を計画的・効率的に実施するためには、地方公共団体や地域住民の意見を聴取すること等により、地域の特性を施策に十分に反映するとともに、豪雪地帯関係者だけでなく、豪雪地帯以外の地域の人々の理解、協力が必要であることを踏まえ、平時より全国に幅広く豪雪地帯の状況を周知するよう努めることも必要である。

4 基本計画の重点

本計画は、次の諸点に重点を置いて推進を図る。

第1に、積雪期においても、円滑な産業活動や快適な生活を実現する上で、基幹的な役割を果たす交通、通信について、その安全性、円滑性の確保及び高度化を図るため、これに必要な道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備・拡充に努める。

第2に、雪国の特性を生かしつつ、産業の振興を総合的に推進し、活力ある地域づくりを進めるため、これに必要な雪害の防除その他生産条件の整備等、産業の基礎条件等の整備・改善に努める。

第3に、雪に強く、安全・安心で快適な地域づくりを進めるため、これに必要な医療施設、教育施設、保健衛生施設、社会福祉施設等の生活環境施設の総合的な整備・拡充に努める。

第4に、雪による災害を防止し、安全な国土の形成を図るため、これに必要な治山、治水等による国土保全施設の総合的な整備・拡充に努める。また、積雪期における地域の特性に配慮した地震、津波等に係る防災対策に努める。さらに、環境の保全を図るため、環境に配慮した施策の推進に努める。

第5に、人口減少、高齢化の進展による地域における除排雪の担い手不足の深刻化への対策を強化するため、除排雪の担い手の確保及び除排雪体制の整備の促進に努める。

第6に、親雪及び利雪の観点から、豪雪地帯における自然的特性、固有の文化等を生かした個性豊かな地域づくりに関する取組の促進に努める。

第7に、豪雪地帯対策を円滑かつ効果的に推進するため、これに必要な克雪技術の開発・普及や 利雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に努める。

5 基本計画の内容

I 豪雪地帯に関する事項

(1) 交通、通信等の確保に関する事項

豪雪地帯における地域相互間あるいは非豪雪地帯との間の交流と連携を図り、活力ある経済社

会を構築するための基礎的基盤として、交通、通信の果たす役割は極めて重要である。また、高速交通機関の整備に伴う交流圏の拡大、高齢化の進展や女性の社会参加の拡大等、社会情勢も大きく変化していることから、これらに対応した信頼性の高い交通・通信体系の整備が望まれている。

このような状況に対処し、冬期の安全で快適な交通や災害時の避難路等を確保するため、高規格道路、高速鉄道、空港等の高速交通や通学路、福祉施設周辺等の歩行空間などの交通基盤の整備を推進するとともに、除排雪、防雪対策及び消融雪を適切に実施するほか、防雪施設等の維持・保全及び交通安全施設等整備の充実を図る。

また、豪雪時において、交通への影響を最小限とするため、情報の共有、代替輸送の調整など、交通事業者や道路管理者等の関係機関の連携を図る。

さらに、生活の利便性の向上、産業振興等の観点から、情報通信の高度化へ向けた基盤整備を 推進する。

ア 道路交通の確保

(道路整備)

(ア) 冬期においても安全で円滑な道路交通の確保を図るとともに、地域間の交流と連携を促進するため、日常生活の基盤となる主要な市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格道路に至る道路網の整備を計画的に推進する。

また、短期間の集中的な大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限とするため、地域の実情に応じて、高規格道路の暫定2車線区間や主要国道の4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化、付加車線や登坂車線の設置等を実施することを通じ、大雪の観点からも、基幹的な道路ネットワークの強化を図る。

(イ) これらの路線の新設や改築に当たっては、雪崩や地ふぶき等の雪害の防除や除雪作業を考慮した路線の計画を行う。道路の設計においては、降積雪や沿道の状況に応じて、横断面構成、線形、附属物、堆雪スペース等について十分に配慮を加え、雪害が少なく、除雪作業が容易な道路網の形成を図る。特に代替路線のない道路について、道路の雪寒対策やトンネルへの改良等により、安定した冬期の道路交通の確保に努める。また、舗装の機能強化及び路面維持の向上に努める。

(除雪体制の確保等)

(ウ) これらの路線においては、各道路管理者間で整合のとれた除雪体制(除雪機械、人員及び施設)の確保を図り、除雪事業の効率的な実施に努める。また、除雪作業の一層の効率化等のため、道路管理者等関係機関相互の情報共有の強化を図ることとし、短期間の集中的な大雪時には、道路管理者等の関係機関による情報連絡本部の設置やタイムライン(段階的な行動計画)に基づく躊躇ない通行止めと集中的な除雪作業などにより、幹線道路上の大規模な車両滞留の回避に努める。その際、関係機関と連携して、行動変容につながる事前の広報や周知を実施するよう努める。

大規模な車両滞留が発生した場合に備え、立ち往生車両を速やかに排除するための小形除 雪機等の資機材の配備などのほか、乗員の保護や電気自動車等の次世代自動車の普及状況を 踏まえた滞留車両への燃料供給、充電対応等の体制の整備に努める。

また、豪雪時等においては、国が保有する除雪機械の無償貸与などにより、地方公共団体の除雪体制強化のための支援を実施する。

さらに、ITS(高度道路交通システム)技術の開発・導入を推進するとともに、気象や 路面状況の監視・予測システムの整備、除雪機械の自動化等の開発・普及を図る。

(防雪施設の整備)

(エ) 道路防災総点検に基づき、雪崩予防柵、雪崩防護柵、スノーシェッド等の整備を図る。また、地ふぶきにより視程の確保ができなくなる区間については、防雪柵等の整備を図る。さらに、集中的な降雪により走行不能となる車両が発生しないよう、チェーン着脱場や効率的な除雪作業のための除雪ステーション等の整備を進めるとともに、やむを得ず車両滞留が発

生した場合に備え、中央分離帯開口部やUターン路等の整備を進める。 なお、これらの防雪施設の計画的な維持・保全及び更新に努める。

(凍雪害の防止と消融雪施設の整備等)

(オ) 凍上、融雪による路盤の破壊を防止するため、路盤改良や排水施設の整備を図る。

また、除雪効果を増大させるため、流雪溝の整備を推進するとともに、市街地等の除排雪の困難な箇所等においては、沿道条件や地域条件に応じた消融雪施設の整備を図る。

さらに、冬期道路交通の安全性を確保するため、凍結防止剤の効果的散布、消融雪施設の 重点的な整備を図る。

なお、これらの消融雪施設の計画的な維持・保全及び更新に努める。

(歩道除雪の推進)

(カ) 効率的な歩道除雪を推進するため、住民が使いやすい歩道除雪機械や工法の研究・開発を 行い、住民協力の下に積雪期においても安全な歩行空間の確保に努める。特に、児童などの 安全確保に配慮し、通学路、中心市街地、横断歩道周辺、医療・福祉施設周辺等における歩 行空間の確保を図るため、歩道除雪、消融雪施設の整備を推進する。

(市街地における道路交通の確保)

- (キ) 市街地においては、都市計画事業等の推進により、広幅員道路等除排雪の容易な道路網の整備を行うとともに、雪捨て場の確保を図る。また、地域の状況に応じ、日常生活道路を含めて、沿道条件や地域条件に応じた消融雪施設の面的な整備を行うとともに、住民協力の下に除排雪事業を円滑に実施し、積雪期における都市機能の維持に努める。さらに、これら施設整備と除排雪作業の充実を総合的に進め、冬期歩行者空間の確保を図る冬期バリアフリー対策を推進する。
- (ク) 電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路等については、無電柱化を推進するととも に、植樹帯、道路標識その他道路占用物件等については、除雪作業にも配慮して設置する。 (集落内における道路交通の確保)
- (ケ) 集落内の日常生活道路については、沿道条件や地域条件に応じた消融雪施設の整備を行い、 住民協力の下に道路交通の確保を図る。集落内の道路除雪が困難な地区においては、冬期の 共同駐車場の整備を推進する。

(交通安全施設等の整備等)

(コ) 安全で円滑な交通を確保するため、降積雪状況や道路交通状況に関する情報を道路利用者に的確かつ迅速に提供するVICS(道路交通情報通信システム)、UTMS(新交通管理システム)等のITS(高度道路交通システム)の整備・拡充に努める。

また、地域の実情等に応じて、道の駅やSA(サービスエリア)・PA(パーキングエリア)等を活用して道路交通状況等に関する情報を発信するとともに、除雪車両の待機場所等として効果的な活用に努める。

さらに、降積雪時においても見やすい信号機、道路標識等の交通安全施設等の整備を推進する。

(住民に対する啓発等)

(サ)除排雪作業を円滑に行うため、放置車両等の防止に関する地域住民等に対する啓発や除排 雪作業に係る情報の提供等に努める。

また、運転者に対して、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの早期装着やスコップ・砂等の携行についての啓発を行うとともに、雪道安全運転教育に努める。

(運輸団体等に対する啓発等)

(シ) 関係団体等に対し、スタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンの早期装着や、車両の点検整備の確実な実施等を呼びかけ、大型・中型車の降積雪期における輸送の安全確保に努める。

イ 鉄道・軌道交通の確保

(除雪体制等の強化)

(ア) 積雪期における円滑な鉄軌道の運行を確保するため、除雪体制(除雪車両、除雪機械、人

員及び施設)の整備・拡充を図る。また、雪崩や地ふぶき等の雪害の防除又は軽減のため、 雪崩防止柵等の防除雪施設の整備、運行車両の防雪化及び電力供給施設等の防雪対策の推進 を図る。

(転てつ機、踏切道等の融雪施設の整備)

(イ) 転てつ機等の凍結害を防止するため、消雪・凍結防止施設を整備する。また、踏切部分に 消雪施設等の整備を行い、踏切事故防止を図る。さらに、CTC (列車集中制御装置)等の 運行システム、通信施設、保安施設等の機能強化を推進し、積雪期においても安全で円滑な 列車運行を図る。

ウ 船舶・航空機による交通の確保

(船舶による交通の確保)

(ア) 冬期においても安定的な海上輸送を確保するため、岸壁、荷揚施設等の整備を図るとともに、静穏度を確保するための防波堤の整備を図る。また、自然条件等を勘案して必要な機能を備えた航路標識を整備し、冬期の船舶の航行の安全を図る。

半島等沿岸域等で、陸上輸送路が限られ、海上輸送が有効な沿岸地域においては、陸上交通のみならず、海上輸送による代替輸送を確保する。

(航空機による交通の確保)

(イ) 冬期における航空機のより安全・安定的な運航を確保するため、必要に応じ既存施設の改良を図るとともに、効果的な除雪方法の確立等、除雪体制の強化等に努める。

エ バスによる交通の確保

バス路線道路の整備や除雪体制の強化による路線の確保とともに、車両無線やバス路線総合管理システムの整備による車両の運行管理の充実に努める。また、バス停留所の耐雪化、ターミナルの整備、バス運行情報提供システムの導入等により、積雪期においても快適で、安定したバス利用の確保に努めるとともに、地方生活バス路線については、その運行維持に努める。また、乗合タクシーなど、地域の実情に応じた新たな交通サービスの導入促進に努める。

さらに、各交通機関の有機的連携の強化を図るため、乗換ターミナルを整備するとともに、 総合的情報提供システムの導入を図る。

オ 通信及び情報の確保

(通信の確保)

(ア) 雪害を防除し、通信機能の確保を図るため、通信線路の地下ケーブル化、着雪防止工法の採用、重要ルートの二重化等による通信施設の整備を推進する。また、災害復旧体制の整備・強化に努めるとともに、地域の実情に応じ、防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段の整備を促進し、災害時の連絡体制の確保に努める。さらに、郵便物については、その集配度数の確保に努める。

(情報通信ネットワークの高度化)

(イ) 豪雪地帯の生活の向上や産業活動の円滑化を図るため、光ファイバ等の超高速ブロードバンドや携帯電話等移動通信のための基盤整備を推進する。

カ電力の確保

着雪による送電線の切断や塩雪害を防止するため、送電線の難着雪化等の防雪対策の強化を 推進するとともに、電源車等による災害復旧体制の整備・強化を図り、安定した電力の供給に 努める。

(2) 農林業等地域産業の振興に関する事項

経済のグローバル化に伴う国際競争の本格化、情報化の進展、産業構造の変化等を背景として、 豪雪地帯を含む地域産業は急激な転換を迫られている。このため、我が国の経済構造等の改革を 視野に入れつつ、豪雪地帯においては、雪害対策の着実な実施を図りながら、豊かな土地、水資源、恵まれた自然環境、雪冷熱エネルギー等の優れた地域資源を生かすとともに、農林業等の生産活動を通じて発揮される多面的機能を確保し、先端技術等も活用しつつ、総合的な視点に立って地域の特性に応じた地域産業の構築と雇用機会の確保に努める。

ア農業の振興等

(農業の競争力の強化等)

(ア) 豪雪地帯が食料の安定供給において果たす役割に鑑み、農業者の経営判断による需要に応じた生産を推進し、地域の特性を生かした農業の展開を図る必要がある。このため、豪雪地帯の特殊性に対応したほ場や用排水施設の整備、農道の整備等の土地改良事業を実施し、農業生産基盤の整備に努める。また、経営継承を円滑に行い、農林漁業の6次産業化等を担う女性や高齢者などの多様な人材を確保する。

加えて、新規就農の増大を図るとともに、関係者による話合いにより担い手への農地集積・ 集約化を促し、農業の競争力強化を図る。

また、輸出対策の推進、技術や知的財産を活用した新需要・新産業の開拓等、「攻め」の視点に立った新たな可能性を追求するための政策も推進する。

さらに、環境への負荷の少ない持続可能な農業を進めるため、堆肥等の有機資源を活用した土づくり等を促進するとともに、冷涼な気候条件を生かして農薬の節減を図る等、環境保全型農業の推進に努める。

このほか、雪冷熱エネルギーの利用により、生産・加工・貯蔵した農産物のブランド化や低コストでの出荷調整など、雪国が持つ豊富な資源を有効かつ積極的に活用する取組を進める。

(総合的な畜産対策)

(イ) 畜産については、冬期の土地利用に制約のある豪雪地帯における安定的な所得確保に資するものであり、土地利用型農業の基軸として需要の動向に対応した計画的で安定的な生産に努める必要がある。このため、地域の特性に応じた草地畜産基盤の整備、地域未利用資源の活用等による飼料自給率の向上、畜産振興施設の整備等に努め、総合的な畜産対策の推進を図る。

(先端技術の利用等)

(ウ) 生産性の飛躍的向上に資するため、産学官の緊密な連携の下に、長期的視点に立って、バイオテクノロジー等の先端技術を利用し、耐寒性、耐雪性、収量性などに優れた新品種の開発や乳量、肉質に考慮した増体性、繁殖性等の向上に着目した家畜改良などに努める。

また、高度情報通信技術を活用し、農業気象情報の収集、市場動向調査、農産物物流システム等の高度化を図るため、情報通信基盤の整備、情報提供システムの開発等を総合的に推進する。

さらに、雪や氷の冷熱エネルギーを利用した農産物の低温貯蔵等の農業技術の開発・普及を図る。

(雪害対策の充実)

(エ) 積雪による作物栽培及び生育期間上の制約を克服するため、雪に強い品種の開発・導入や、雪面黒化法等による消雪促進をはじめ、耐雪性の育苗等農業用施設や流雪溝を兼ねた農業用用排水施設、除雪機械等、消融雪施設等の整備・拡充を図るとともに、農地や農業用施設に接する農道の円滑な除排雪の促進、ローカルエネルギー利用による消融雪の促進に努める。また、果樹や茶の枝折れ等の雪害の防止や、発生した後の栽培管理技術の向上・普及に努める。なお、果樹や茶の樹体損傷がひどい場合には、改植等の推進により雪害からの復旧に努める。また、農業保険への加入の促進に努める。

イ 林業の振興

(豪雪に対応した森林施業)

(ア) 冠雪害、雪圧害など豪雪が育林に及ぼす影響は極めて大きいことから、雪おこし、適切な間伐等の実施や雪に強い優良品種の植栽などによる的確な更新を確保するとともに、地域の状況に応じて天然力を活用した多様で健全な森林の維持を図る。また、森林保険への加入の促進に努める。

(林業活性化の方策)

(イ) 豪雪地帯の地域特性に応じた林業の活性化に向け、森林の整備、木材の生産、加工、流通等、川上から川下までの取組を総合的に推進することとし、経営規模の拡大、特用林産物等の複合経営の推進等による林業経営体の育成・強化を図るとともに、新規参入者への支援、通年雇用化の推進等による林業就業者の確保に努める。また、林道における雪害防止施設の整備を適切に実施しつつ、傾斜区分別の作業システムに応じ、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を図るとともに、高性能林業機械の導入、情報提供等の事業活動の支援措置を講ずる。さらに、木材の安定供給体制の構築や生産流通の効率化を図る。

(森林の多面的な機能の確保)

(ウ) 国民の森林に対する要請が多様化していることに鑑み、林業生産活動とともに、山地災害の防止、地球温暖化防止、水源の涵養、保健休養、自然環境の保全、生物の生息・生育環境の保全等の森林の有する多面的な機能を高度に発揮し得る森林の整備を進め、森林の総合的な利用の推進を図る。

ウ 水産業の振興

漁港施設について、除雪体制を整備し、冬期風浪期における安全性の向上、陸揚げ機能の強化等を図り、その整備・充実に努める。また、漁船の安全な操業を確保するため、通信施設、航路標識等の整備に努める。さらに、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施、増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現及び地域を支える漁村の活性化の推進を図る。

エ 工業及び新しい産業の振興

豪雪地帯における工業を積極的かつ計画的に振興するため、地場産業等の地域に根ざした産業の振興を図るとともに、バイオテクノロジー等を活用した先端技術産業等の誘致・育成を促進する必要がある。また、国際的なマーケットも視野に入れつつ、雪国に適した商品の開発を積極的に推進するとともに、雪や氷を生かした新しい産業の振興に努めることが重要である。さらに、技術革新、情報化、消費者ニーズの高度化や多様化の進展等に伴い、情報、知識、人材育成等に関する新しい産業について、異業種間の交流・融合を促進することも重要である。このため、適切な水需要予測に応じた水資源の開発及び工業用水道の整備、技術力向上のための研究機関及び教育・研修施設の整備、技術情報のデータベース化の促進、情報通信ネットワークの整備、雪冷熱エネルギーを活用した施設整備並びに研究者、技術者等の定住促進のための生活環境の整備を図る。また、冬期における雪害を防除し、操業の円滑化を図るため、工場等の施設の耐雪耐寒構造化の推進及び工場内消融雪施設等の整備を推進する。

オ 商業・サービス業等の振興

(商業の振興)

(ア) 小売業については、無雪駐車場の整備、店舗の共同化等により商店街の高度化を促進する とともに、アーケード、消融雪施設の整備等により、降積雪時においても快適な買物空間の 形成に努める。

また、卸売業については、雪に強い卸売団地や問屋街等の整備に努める。

(運輸業及び建設業の振興)

(イ) 降積雪の影響を受けやすい運輸業については、積雪期の交通の確保に努めるとともに、雪に強い流通業務団地等の整備を進める。

また、地域の建設企業は、除雪をはじめ、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確

保を担う「地域の守り手」として重要な役割を担っていることから、建設業の担い手確保に 向けた取組を推進する。

(観光・レクリエーション産業等の振興)

(ウ) 地域の自然や生活、文化を生かした個性的な雪国リゾートを創造するとともに、海外をも視野に入れた冬期間観光の開発を推進する。このため、多様で豊かな自然環境、居住環境・食文化を含めた地域の生活文化、歴史的施設等の各種観光資源の発掘・再評価に努めるとともに、冬期利用に配慮した親雪公園やスキー場等を核とした通年型スポーツ・レクリエーション施設の整備を図る。また、宿泊施設についても、価格・サービス体系の多様化を進めつ、整備・充実を図る。さらに、マルチメディア等を利用した観光情報システムの整備を図る。

カ 雇用対策の推進

(職業能力の向上)

(ア) 近年における急速な技術革新の進展、産業構造の高度化等に対応して、労働者の多様かつ 高度な職業能力の開発、向上を図るため、公共職業能力開発施設の整備及び機能の充実に努 めるとともに、専修学校や各種学校等との連携を図る。

(通年雇用対策)

(イ) 労働者の季節的失業を防止し、地域の雇用の安定と産業の振興に資するため、通年雇用対策を推進する。

また、出稼労働者に対しては、援護対策の充実を図る。

(3) 生活環境施設等の整備に関する事項

豪雪地帯における冬期の生活は、著しい降積雪等により、地域社会の機能が様々な面において 低下するとともに、屋根雪下ろし等の除排雪活動に追われるなど幾多の制約を受けている。

このような状況に対処し、地域の特性に応じて、雪に強く安全で快適な生活環境の形成を図るため、教育、保健衛生、医療、介護・福祉サービス、消防防災等の住民生活に密着した各分野における施設等について、各種既存施設の活用にも留意した整備と克雪対策の充実を図るとともに、克雪住宅の普及・促進、命綱固定アンカー設置の促進、克雪用水の確保、安定的な電力供給の確保やエネルギーの有効利用等に努める。また、地域における克雪・防災機能等の向上を図るため、地域住民のコミュニティー活動や組織づくりを住民参加のもとで積極的に進めるとともに、マルチメディア等を利用した総合的な雪国情報システムの整備を推進する。

ア 教育環境の向上

(学校教育施設の整備)

(ア) 学校教育施設については、耐雪耐寒構造化の推進等により、積雪、寒冷の程度に応じた施設の整備を図るとともに、施設の実態に即して耐震化や老朽化対策を行い、安全で良好な教育環境の整備を進める。

また、自然災害等の発生時においても、子どもたちの学びを保障できるよう、1人1台端末や高速通信ネットワーク等の学校 I C T環境の充実を図るとともに、1人1台端末の活用を促進する。

(学校教育施設の適正配置等)

(イ) 積雪等のために通学の困難な地域においては、冬期分校、へき地における冬期寄宿舎等の 学校教育施設の適正配置に努める。

また、積雪期における教職員の通勤困難を緩和するため、へき地における教職員宿舎の整備を促進する。

(通学の安全の確保)

(ウ) 積雪期における通学の安全を確保するため、通学路の歩道、交通安全施設等の整備及び歩道除雪の強化等に努める。

また、へき地における遠距離通学者については、安全で円滑な登下校が行えるようスクールバス等の整備を促進する。

(雪に親しむ教育と生涯学習等の充実)

(エ) 学校を含め様々な場において、地域の実情に応じて、雪を教材とした自然学習、雪国など 自然条件に特色ある地域の生活についての学習などの、雪に親しみ、雪に関する意識の高揚 を図るための教育及び人材育成を推進する。

加えて、日常生活における雪の危険性、除排雪作業等を通じた地域コミュニケーションの 重要性、雪により醸成される特色ある文化等の教育にも配慮する。

(オ) 生涯学習体系への移行に向け、専修学校(専門課程)を含めた高等教育機関等の整備を図るとともに、地域社会との連携を進め、地域における学習機会の充実に努める。

(社会教育施設等の充実)

(カ) 高齢化の進行等の地域の実情に対応し、地域のコミュニティー活動等の促進及び地域住民の冬期における健康・体力の増進に資するため、人づくり、組織づくりを推進するとともに、図書館、公民館等社会教育施設の設備の充実、屋根付多目的広場等の交流・レクリエーション施設の整備に努める。

イ 保健衛生施設の整備

(水道施設等の整備)

(ア) 積雪や凍結に強い上水道・簡易水道施設の整備・拡充を図るとともに、適切な水需要予測 に応じた水資源の開発を推進する。

(し尿・廃棄物処理施設等の整備)

(イ) 下水道、集落排水施設、浄化槽の整備を計画的に推進する。また、施設の老朽化に対応した廃棄物処理施設の整備を進めるとともに、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に努めるほか、積雪期に対応したし尿・ごみの収集体制及び処理施設の整備・拡充を図る。

(農村検診センターの整備)

(ウ) 住民の疾病予防及び健康増進を図るため、その拠点となる農村検診センターの整備・充実を図る。

ウ 医療体制の強化

(医療体制の強化)

(ア) 病院、診療所等の施設の整備及び医師その他医療従事者の確保と適正な配置により、適切な医療水準の確保を図るとともに、無医地区の解消に努める。

また、救急患者の医療を確保するため、救急医療体制の整備・充実を図るほか、高齢化の進行に対応した医療の充実・強化に努める。

(へき地医療の強化)

(イ) 特に、医療環境が整っていないへき地については、へき地医療拠点病院、へき地診療所及 びへき地保健指導所の整備・拡充並びにへき地勤務医師等の確保を図るとともに、情報通信 機器等を利用した診療連携の推進、患者輸送の機能を有するヘリコプターや雪上車等の配備 を行い、へき地医療の確保及び医療水準の向上を図る。

また、保健業務と一体となった包括的な医療水準の向上に努める。

エ 介護・福祉サービス供給体制の整備等

高齢化の進行に対応し、高齢者保健福祉の充実を図るとともに、児童福祉施設等の社会福祉施設の整備を推進する。

特に、積雪期を含む介護・福祉サービスの円滑な実施のため、必要な人材の確保、雪に強い 冬期巡回・移送等の機動力の確保、冬期交通途絶集落や雪崩危険地帯に居住する高齢者が冬期 に一定期間居住する機能を持つ居住施設・福祉施設の検討、整備等を行う。

また、高齢者世帯等の屋根雪下ろし等の困難な世帯については、ボランティアセンターへの

助成等を行い、地域のボランティア等による援助体制の充実を図るなど、雪処理の担い手の確保、地域の受け皿組織の整備を推進する。

オ 居住環境の向上

(克雪住宅の普及の促進と雪に強い居住環境の形成)

(ア) 高齢化の進行等を踏まえ、屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する既存住宅の克雪化を含めた克雪住宅の開発・普及、命綱固定アンカーの設置の促進等、地域の住宅政策の一環として行われる雪に強い居住環境の整備に向けた取組を促進するとともに、既存住宅の耐震化についても引き続き促進する。また、集落内でのコンパクトな集合住宅の導入も含めた様々な住まい方の検討や高齢者の安定的な住まい方の検討を地域の方々の参加を得ながら進める。

(快適な都市づくり)

(イ) 都市内における雪処理の円滑化を図り、雪に強く、快適で魅力ある都市づくりを進めるため、降積雪を考慮した都市計画を策定し、市街地再開発、土地区画整理事業等を積極的に推進するとともに、地区計画、建築協定等の活用を図ることにより、広幅員道路の整備、電線類の地中化、適切な建蔽率の確保及び冬期利用に配慮した公園や屋外・屋内運動施設を備えた公園等の整備を図る。この際、街中の再生と活用に留意し、雪に強いコンパクトなまちづくりを進めるとともに、高齢者、障害者等が日常生活において使用する公共施設等を円滑に利用できるよう除排雪に努める。また、関係機関と調整の上、空き地、河川敷を利用した雪捨て場等の創出を図る。

また、消融雪熱源の確保及び流雪溝等の面的整備の推進と併せ、地域住民の自主的、組織的な克雪活動との連携を強化し、除排雪事業の総合的な推進を図る。

(空家に係る除排雪等の管理の確保)

(ウ) 積雪に伴う空家の倒壊等により発生する危害を防止するため、地方公共団体による平時からの所有者の特定等所有者による除排雪その他の適切な管理の促進及び倒壊のおそれのある空家の除却等を支援するとともに、積雪により空家が既に倒壊した場合の対策、空家に係る除排雪や活用方策等の先進的な取組の普及その他必要な措置を講ずる。

(克雪用水の確保等)

(エ) 降積雪が多い地域では、散水して消雪するためのパイプや道路の路側等に設置された流雪 溝の使用等に伴う消流雪用水を確保することが必要である。このような克雪用水を安定的に 供給するため、地域における水のネットワークを整備しつつ総合的な水の有効利用を推進す る。

具体的には、地下水の涵養等による地盤沈下や塩水化等の防止に努めながらの地下水の適切な利用、既設ダムや消流雪用水を供給する雪対策ダムの整備、水量の豊富な河川等からの消流雪用水の導入、農業用水の流雪用水としての副次的な活用、下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水道再生水・下水熱の活用、温泉廃水の再利用等を通じて克雪用水を安定的に確保する。

(克雪のための電力供給)

(オ) 克雪用水の供給やロードヒーティング、屋根雪融雪装置に必要な融雪用電力等の負荷平準 化に資する料金メニューの多様化・弾力化を推進し、電力の効率的な使用を促しつつ、その 安定供給に努める。

(総合的な雪情報システムの構築)

(カ) 気象、道路、雪害等生活全般にわたる各種の情報を適切かつ迅速に提供する総合的な雪情報システムについては、近年における降雪の態様の変化、情報通信技術の発達・普及等を踏まえて、降積雪量に関する予測技術の向上などその改善に努めるとともに、情報を効果的に発信することにより、地方公共団体等の関係機関に加え、年齢・障害等の有無にかかわらず全ての住民等に的確に伝達されるよう努める。

カ 消防防災施設等の整備

(消防体制の整備)

(ア) 消防用資機材、消防緊急情報システム等の消防通信施設の整備及び積雪型消火栓等の消防水利の確保を図るとともに、消防職団員の確保やコミュニティー消防センター等の整備により、消防力の充実に努める。

(防災体制及び救急・救助体制の整備)

- (イ) 地域防災計画の整備・充実等により、豪雪災害の防除を期するとともに、雪害や積雪期の 大規模地震等に対する防災体制の強化に努める。また、ヘリコプターの円滑な運用、海上輸 送を確保するために必要な港湾施設の整備、消防防災通信ネットワークの整備、消防施設、 警察施設等の整備等により、救急・救助体制の整備・充実を図り、降積雪時においても防災 業務及び救急・救助業務が円滑に実施されるよう努める。
- (ウ) 平時から避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿等を作成し、 豪雪が想定される場合に速やかに避難支援体制が整えられるようにする。豪雪時において、 災害の発生のおそれがある場合には、災害対策本部の設置等、速やかに必要な体制をとるも のとする。さらに、大規模な災害の発生に、機動的、効果的に対応し得るよう広域応援体制 等の整備を図る。また、状況の変化に応じた機動的な対応を図る。なお、地域住民や来訪者 等への情報発信に努める。

(4) 国土保全施設の整備及び環境保全に関する事項

豪雪地帯では、著しい降積雪に伴う雪崩災害のほか、融雪出水、地すべり等、各種災害が毎年 発生している。各種施策を推進しているものの、未だに多数の危険箇所が存在している。

このような状況に対処し、安全で自然豊かな美しい国土を目指し、雪崩防止等のための治山、 治水、農地保全事業等を総合的に推進するとともに、環境保全に配慮した施策の推進を図る。また、雪崩等の災害発生の予測・連絡・避難体制の確立・整備を図るとともに、災害復旧体制の整備・強化に努める。

(雪崩災害の防止)

(ア) 雪崩災害を防止するため、なだれ防止保安林の整備及び雪崩予防施設、雪崩防護施設等の 雪崩防止施設の整備・充実を図る。また、雪崩の発生機構についての調査研究を促進し、効 果的な対策工法の早期確立に努めるとともに、雪崩危険箇所の把握を行い、雪崩ハザードマ ップの活用の促進や雪崩監視装置の設置等総合的な雪崩対策を積極的に推進する。

(融雪出水災害の防止)

(イ) 融雪出水による災害を防止するため、治山、砂防事業を積極的に実施するとともに、流域の特性に応じた河川改修の促進、防災調節池、ダム、遊水地等の多様な治水施設の整備を推進する。また、浸水実績、浸水予想区域等の公表により土地利用の適切な誘導を図る。さらに、河川情報システム等の整備や洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの作成・活用を促進する。

また、融雪等に伴う河道閉塞に起因する土石流等の重大な土砂災害が急迫している場合に、 市町村が住民の避難指示に係る判断等を適切に行えるよう、土砂災害警戒区域等における土 砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく緊急調査を行い、土 砂災害が想定される土地の区域及び時期の情報を市町村に提供する。

(十石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の防止)

(ウ) 融雪に伴う土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等を防止するため、治山事業による保安林等の整備及び地すべり防止施設の整備、砂防関係事業による土石流対策及び地すべり対策並びに急傾斜地崩壊対策事業を促進する。また、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域の指定による建築・開発規制及び建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく災害危険区域の指定による建築規制を積極的に推進す

る。これに加えて、必要に応じて当該区域からの住宅移転等についても積極的に推進する。 さらに、土砂災害ハザードマップの作成・活用を促進する。

(農用地等の防災の強化)

(エ) 農用地、農業施設等の災害を防止するため、農地防災対策や地すべり対策事業を推進する。

(警戒・避難体制の確立及び災害復旧対策の強化)

(オ) 雪崩、地ふぶき、融雪出水、大雪による建物の倒壊等の災害発生に的確かつ迅速に対応するため、これらの災害の予知・予測技術の研究・開発を進めるとともに、危険区域の把握、地域住民の防災意識の向上、地域の実情に応じた防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段の整備や民間事業者やメディア等との連携の促進による通信・連絡体制及び警戒・避難体制の強化を図る。また、災害発生に際しては、災害救助及び災害復旧事業の迅速な対応を図るため、資機材及び体制の整備に努める。

(環境の保全)

(カ) 雪国の自然環境を美しく健全な状態で将来の世代に引き継いでいくため、事業の実施に当たっては、環境影響評価等を適切に実施し、環境の保全に努めるものとする。また、雪冷熱エネルギーの利用、地下水の涵養等による地域の状況に応じた健全な水環境の確保、環境への影響が少ない凍結防止剤の開発等、脱炭素・循環・自然共生の各分野が統合的に達成された持続可能な地域社会の構築に向けた環境保全に配慮した施策を総合的かつ計画的に推進する。

(5) 除排雪の担い手の確保及び除排雪体制の整備に関する事項

豪雪地帯において、人口の減少、高齢化が進行する中、事業者を中心とした除排雪の担い手は 深刻な人手不足に陥っている。また、個人が十分な安全対策を取らずに除排雪作業を行う機会が 増加していることに伴い、除排雪作業中の人命に関わる事故等が高齢者を中心に増加している。

このような状況を打開するため、除排雪に係る事業者や人材の確保、育成を行うとともに、住民の協力体制の整備等を行うことにより、地域における安定した除排雪が継続的に行われる体制の構築を推進する。

さらに、除排雪の担い手不足に対応するため、除排雪の自動化・省力化に資する技術の開発及 び普及を図る。

ア 冬期交通確保のための除排雪事業者の確保

地域の建設企業は、除雪や災害対応といった役割を担っていることから、建設技能者の賃金 引き上げや、週休2日の推進及び施工時期の平準化等を図ることにより、建設業の担い手確保 に努める。

また、年毎の降雪量の多寡にかかわらず、将来にわたって安定した冬期交通を確保するため、地域における除排雪に係る体制の整備に当たっては、除雪機械の更新等に配慮するとともに、除雪機械の操作を行うオペレーターをはじめとする除排雪作業等を担う人材の確保・育成及び技術力の保持・向上に努める。なお、除雪工事においては、適切な経費の計上を行うよう努める。さらに、待機料等について、適切な支援を行うよう努める。加えて、担い手確保が困難となるおそれがある場合には、従来よりも包括的な契約や地域精通度の高い建設企業との契約を行う地域維持型契約方式を活用する。

なお、除排雪の担い手として農林漁業者等も対応していることから、地域産業の人材確保への支援が必要である。

イ 共助除排雪体制の整備

(除排雪の体制整備と安全の確保)

(ア) 地域コミュニティーの機能強化などにより、高齢者宅等の雪処理を含む地域防災力を強化 するとともに、広域からの除雪ボランティア等の受け皿機能となる組織の構築や、コーディ ネーターの養成に向けた取組を推進し、地域における持続可能な除排雪の体制整備とその定着に努める。

その際、住民、除雪ボランティア等に対し、広報誌、講習会等を通じて、除雪作業の持つ 潜在的な危険性と安全対策の重要性に対する理解を得る啓発活動を推進するとともに、命綱、 ヘルメット等の除排雪の安全を確保するための装備の普及に努める。

また、豪雪時の雪処理に広域的かつ効率的に対応するために建設業団体及びその他の非営利団体等との連携を図る。

なお、地域の関係者の意見や提案を十分踏まえた取組が必要である。

(交付金の交付その他の措置)

(イ)地域における持続可能な除排雪の体制の整備の促進その他地域における除排雪の安全を確保するための取組であって豪雪地帯に係る地方公共団体が実施するものについて、当該地方公共団体に対する交付金の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、地域における除排雪体制整備の取組について積極的に情報収集を行うとともに実施事例の広報等に努め、先導的な事例の普及を図る。

(6) 親雪及び利雪による個性豊かな地域づくりに関する事項

親雪及び利雪の観点から、豪雪地帯における自然的特性、固有の文化等を生かした取組の促進等に努める。また、個性豊かで魅力的な地域づくりを進めるため、新たな雪国景観の創造・保全に努めるとともに、雪国の特性を生かした多様な交流を推進する。

ア 親雪を通した文化育成及び交流促進

(新たな雪国文化の形成)

(ア) 克雪活動や大雪時に備えた地域住民による支援のための仕組み作りを通じた地域コミュニティーの形成の推進を図る。また、雪と親しみ、雪を楽しむ親雪活動の普及等により、新たな雪国文化を形成する。

(雪国景観の創造・保全)

(イ) 雪の景観素材としての活用等地域特有の自然や生活文化が反映された雪国ならではの景観 の創造・保全に、住民、企業と一体となって努める。

(地域間交流の多様な展開)

(ウ) 雪国の特性を生かした多様な交流を推進するため、地域の産業や交流に関するデータベースの充実等を図り、豪雪地帯からの情報発信機能の強化に努める。

また、雪国の豊かな自然や伝統的な生活・文化等雪国の地域特性を生かした体験型・参加型の地域間交流を推進するため、雪国の暮らしや遊びを指導するインストラクターや専門家の養成に努める。

広域からの雪処理の担い手の円滑な確保という観点も含め、普段からの交流による関係づくりや情報交換の推進を図る。

(国際交流の促進)

(エ) 地域特性に応じた独自の生活文化や創意工夫を生かした雪対策・寒冷地対策が進められている海外の雪国との情報・意見の交換を行うため、国際会議、文化活動、スポーツ、イベントの開催等を通じた国際雪国交流を促進する。

イ 利雪を通した地域の振興

(雪冷熱エネルギー等の利活用)

(ア) 豪雪地帯に賦存する雪氷や木材を地域の資源と捉えて活用することは、エネルギーの地産 地消の推進及び脱炭素社会の実現に寄与する。また、エネルギー自給率の向上や災害発生時 のエネルギー確保に貢献するとともに、未利用の資源を有効活用した地域振興の観点からも 重要である。このため、雪冷熱エネルギーや木質資源等を冷暖房や雪室倉庫(農産物等を貯 蔵する倉庫)に活用する技術の開発を進めるほか、そうした技術を公共施設において積極的 に取り入れるとともに、民間施設への導入を支援する。さらに、実施事例の広報等を通じ、 その一層の普及・促進に取り組む。

(雪の多様な利活用)

- (イ) 冬期に貯蔵した雪を夏期のレジャーに活用する等、エネルギーとしての利用だけにとどまらない雪の多様な活用方法を検討し、実施事例の広報等を通じ、その普及・促進に取り組む。
- (7) 雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に関する事項

雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化は、豪雪地帯対策を円滑かつ 効果的に実施するために不可欠であり、積極的な推進を図る。また、除排雪中の事故防止及び担 い手不足の解消に資する、除排雪の自動化及び省力化に関する技術や、雪国の新たな産業創出を 促す克雪技術・利雪技術に関する研究開発及び普及を図る。

また、技術の開発及び普及に当たっては、デジタル技術を活用するなどし、国民の利便性の向上を図る。

(調査研究体制の整備)

(ア) 地域の実情に応じた雪対策を推進するため、関係研究機関の調査研究施設の整備等総合的 な調査研究体制の充実を図る。

また、雪氷に関する各種データの収集・整備の充実に努めるとともに、研究機関相互の連絡調整機能を充実し、防災科学技術研究所及び土木研究所等の公的研究機関や道府県立の研究機関、大学等の緊密な協力の下に、基礎的研究から応用的研究まで、効率的かつ積極的な推進を図る。

さらに、民間における研究・開発を推進するため、地域の特性を踏まえつつ、産学官の連携を図り、共同研究等の充実に努める。

なお、調査研究の推進に当たり、現場の実務担当者との協力・連携を促進し、成果の普及 を図る。

(調査研究内容の充実)

(イ) 雪崩、地ふぶき、着氷雪、落雪、落氷等の予知・予測及びそれらの災害の防除、除雪機械、 安全な冬期道路交通の確保、並びに克雪住宅や安全な屋根雪処理等に関する理工学的、技術 的な調査研究の推進等に努めるとともに、産業の振興及び生活環境の向上のための社会的、 経済的な研究についても積極的な推進を図る。また、雪下ろし等の除排雪に伴う事故への対 策等に関する調査研究を行い、その成果の普及啓発を図る。

さらに、近年の豪雪地帯を取り巻く情勢の変化に対応し、雪や氷の冷熱エネルギーの活用技術、酸性雪の環境への影響、省エネルギー型の消融雪技術等についても、調査研究を積極的に推進する。

(気象業務の整備)

(ウ) 降積雪、雪崩等に関する正確かつ詳細な気象情報の提供を促進するため、観測、解析、予報・警報等の業務を行うための施設の整備及び体制の充実・強化を図る。また、降雪の短時間予測や、降雪量分布予報等に関する技術開発・改良を推進するとともに、インターネット、CATV (ケーブルテレビ)等のマルチメディアを活用し、迅速かつ的確な気象情報の提供・伝達システムの推進を図る。

Ⅱ 特別豪雪地帯に関する事項

特別豪雪地帯は、国土の面積の約20%を占め、総人口の約2%を擁しているが、積雪の度が特に高く、住民生活や産業振興の面で様々な支障が生じている。また、若年層を中心とした人口の流出や高齢化が進行している地域が多く、地域社会も大きく変容してきている。

このため、特別豪雪地帯においては、道路交通や学校教育施設等、次の事項について特別な配慮を行い、産業の振興と住民の安全で快適な生活の確保に努める。

(1) 道路交通の確保に関する事項

(基幹的な市町村道の整備)

- (ア) 特別豪雪地帯における日常生活や社会活動を維持するため、基幹的な市町村道については、道府県の代行等により、その改築を促進し、積雪期の道路交通の確保に努める。
- (イ) 市町村道のうち、積雪期において、道路交通の確保が特に必要なバス路線等の幹線的な道路で道府県道への昇格基準に該当するものは、昇格措置を採り、その整備を図るとともに、除雪体制の強化を図る。
- (ウ) これらの市町村道の整備を促進するため、地方債の充実を図る。

(2) 農林業等の振興に関する事項

(農業の振興)

(ア) 著しい降積雪等による作物栽培及び生育期間の制約を克服するため、育苗等の農業用施設の耐雪耐寒化を進めるとともに、消融雪の促進を図る。また、生産性の向上を図るため、特別豪雪地帯の特殊性に対応したほ場や用排水施設の整備、農道の整備等、農業生産基盤の整備に努める。さらに、寒さや雪を活用した栽培による差別化、雪冷熱エネルギーを利用した農産物の低温貯蔵等の利活用により、農産物の高付加価値化を図る。

(工業、観光産業等の振興)

(イ) 既存の産業の育成や各種産業の積極的な導入を図り、生産性の向上と雇用の場の確保を促すため、工場内消融雪施設の整備を進め、雪害対策の強化を図るとともに、積極的な設備投資の誘導に努める。

また、豊かな自然や伝統的な生活、文化等を活用し、スキー場、レクリエーション施設の整備等に努めるなど総合的な産業の振興を図る。

(3) 生活環境施設等の整備に関する事項

(学校教育施設等の整備)

- (ア) 学校教育施設の耐雪耐寒構造化の推進を図るとともに、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の分校の校舎及び屋内運動場の整備を促進する。
- (イ) 積雪による通学の困難を緩和するため、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の寄宿舎の整備を進める。

また、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教職員の積雪による通勤困難を緩和するため、教職員宿舎の整備・充実を図る。

(ウ) へき地における遠距離通学者については、安全で円滑な登下校が行えるようスクールバス 等の整備を促進する。

(医療体制の確保等)

(エ) 医療施設の整備と医師その他医療従事者の確保を図り、無医地区の解消を図るとともに、 医療水準の向上に努める。

また、高齢化の進行に対応した医療の充実・強化を図る。

(へき地医療の確保等)

(オ) 特にへき地については、へき地診療所、へき地保健指導所等の整備及び情報通信機器等を利用した診療連携を推進し、保健と一体となった包括的な医療の確保を図る。また、患者輸送の機能を有するヘリコプターや雪上車等の配備により、機動力の強化を図る。

(介護・福祉サービス供給体制の整備等)

(カ) 高齢化の進行に対応し、高齢者福祉施設の整備・充実を図るとともに、民間社会福祉施設 の除雪に要する経費について助成を行う。

(克雪住宅の普及の促進等雪に強い居住環境の整備)

(キ) 高齢化の進行に対応し、屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する克雪住宅の開発・普及、命 綱固定アンカーの設置の促進等、地域の住宅政策の一環として行われる雪に強い居住環境 の整備に向けた取組を促進する。

(消防防災施設等の整備)

(ク) 消防業務及び防災業務の迅速化を図るため、地域防災計画の整備・充実に努めるとともに、消防防災施設、警察施設等の整備を推進する。また、区域を越えた消防力、防災力の広域的な運用を図るため、市町村間の相互応援協定の締結の推進に努める。

(その他)

(ケ) 地域住民の自主的な克雪・利雪活動等の推進を図り、安全で快適な活力ある地域社会を創造するため、地域の実情に応じた克雪・利雪施設等の整備・拡充に努める。

6 基本計画の推進

本計画に基づく事業を計画的・効率的に実施するため、国及び地方公共団体は、必要な経費の確保を図るとともに、資金の融通等適切な措置を講ずるほか、各種税制上の特例措置の活用に努める。 また、民間との密接な連携を図り、民間活力の活用に努める。

また、住民は、豪雪地帯対策の推進に協力するよう努める。

なお、事業の実施に当たっては、次の事項について特に留意するものとする。

(地方公共団体の自主性、自立性の強化)

(ア) 積雪の度その他地域の事情を勘案し、きめ細かな対応を図るため、地方公共団体の自主性、自立性の強化に努める。

(道府県豪雪地帯対策基本計画の尊重)

(イ) 道府県豪雪地帯対策基本計画を最大限尊重し、地域の特性に応じた豪雪地帯対策の推進に 努める。

(市町村における雪対策に関する計画の考慮)

(ウ) 市町村における雪対策に関する総合的な計画の策定を促進するとともに、これを十分に考慮し、地域の特性に応じた豪雪地帯対策の推進に努める。

(効率的な事業の実施)

(エ) 事業の目的、性格等に十分配意しつつ、費用対効果分析の活用等可能な限り客観的な評価 を行った上で、効率的な事業の実施に努める。

(民間団体等の協力)

(オ) 国及び地方公共団体は、民間団体及び地域住民の役割を踏まえつつ、理解と協力を得て、効果的に計画を推進する。

(工事の早期着工)

(カ) 積雪期の実情に鑑み、工事については、早期に着工することができるよう努める。

(財政上の措置)

(キ) 国は毎年度、予算で定めるところにより、基本計画の円滑な実施その他豪雪地帯対策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

●長野県雪対策要綱

昭和61年2月24日長野県告示第132号

第1章 雪対策の基本方針

(目的)

第1条 この要綱は、雪による障害の克服及び雪の持つ資源性の活用に関する諸施策の基本となる事項を定めることにより、長期的視野に立つた総合的な雪対策を推進し、もつて豪雪地域の発展と県民生活の一層の向上を図ることを目的とする。

(県等の責務)

- 第2条 県は、国、市町村及び地域住民と連携し、総合的に雪対策を推進するものとする。
- 2 市町村は、地域の自然的社会的条件に応じた適切な雪対策の実施に努めるものとする。
- 3 地域住民は、創意と意欲をもつて、自主的に雪による障害の克服及び雪の活用に努めるものとする。

(総合雪対策計画)

第3条 県は、雪対策を総合的、計画的に推進するために総合雪対策計画を定めるものとする。

第2章 施策の基本的事項

第1節 交通、通信等の確保

(道路交通の確保)

- 第4条 県及び市町村は、積雪地に適した道路の整備並びに地域特性を考慮した防雪施設及び消融雪施設の整備に努めるとともに、道路事情に応じた除排雪を推進することにより、冬期間の円滑な道路交通の確保に努めるものとする。
- 2 県は、必要があると認めるときは、他の道路管理者に対し、積雪地に適した道路の整備等必要な措置をとることを要請するものとする。

(鉄道、路線バスの確保)

第5条 鉄道及び路線バスの事業を経営する者は、積雪期における適切な運行管理の実施、運行情報の提供等を行うことにより、円滑な輸送を確保するよう努めるものとする。

(電気、通信の確保)

第6条 電気・通信事業を経営する者は、降積雪による送電線及び通信線の切断等を防止し、電力の 供給機能及び通信機能の確保に努めるものとする。

第2節 生活環境の改善

(居住環境の改善)

- 第7条 県は、市町村等と連携して、屋根及び建物周辺の安全で効率的な雪処理方法について研究開発を行うとともに、円滑な除排雪活動の推進の援助に努めるものとする。
- 2 市町村は、積雪地に適した町づくりの推進に努めるとともに、除排雪活動を円滑に進めるために 地域コミュニティの育成に努めるものとする。
- 3 地域住民は、地域の除排雪活動及び防災活動に関する自主的な組織づくりに努め、積極的にこれに協力するよう努めるものとする。

(教育環境の改善)

第8条 県及び市町村は、豪雪地域における教育環境の整備に努めるとともに、雪に対する認識を深める教育の推進に努めるものとする。

(保健衛生の確保)

- 第9条 県及び市町村は、積雪期におけるへき地巡回診療及び救急医療の確保を図るための機動力の 整備充実を図る等豪雪地域における医療の確保に努めるものとする。
- 2 県及び市町村は、積雪期における一般廃棄物の円滑な処理に努める等豪雪地域の衛生的な環境の 確保に努めるものとする。

(老人世帯等に対する援護)

第10条 県及び市町村は、老人、母子、心身障害者等の世帯で屋根の雪おろし等が困難なものに対し 適切な援助を行う等必要な措置をとるよう努めるものとする。

第3節 産業活動の振興

(農林業の振興)

第11条 県は、国、市町村等と連携して、農林業における雪害の防止を図るため、雪害防止技術の研究開発を行う等豪雪地域における農林業の振興に努めるものとする。

(商工業の振興)

第 12 条 県及び市町村は、地域の長期的な産業構造の展望を踏まえ、豪雪地域の特性に応じた企業 誘致を推進する等商工業の振興に努めるものとする。

第4節 利雪対策の推進

(産業の開発育成)

- 第 13 条 県は、国、市町村等とともに、積雪地の特性を生かした産業の開発育成に努めるものとする。
- 2 県は、市町村等とともに、民俗工芸、郷土料理等雪国のイメージにあつた特産物の開発育成に努めるものとする。

(冬期におけるスポーツ等の普及)

第14条 県は、市町村等とともに、冬期における各種スポーツ、レクリエーションの普及に努め、地域の活性化の推進に努めるものとする。

(観光地づくりの促進)

第15条 県は、市町村等とともに、雪を利用した各種催し物を開催すること等により、雪国に適した 観光地づくりの促進に努めるものとする。

第5節 豪雪時における災害対策

(災害対策)

第16条 県は、国、市町村等とともに、豪雪時における災害対策について、地域防災計画に基づく防 災体制の強化充実に努めるものとする。

(消防活動の強化)

第 17 条 県及び市町村は、積雪期における消防活動の円滑化及び消防機能の充実に努めるものとする。

第6節 克雪、利雪技術等の研究開発等

(研究開発等)

第18条 県は、国、市町村等とともに、雪の基礎的調査研究及び克雪、利雪技術の研究開発に努めるものとする。

(観測・予報体制の充実)

第19条 県は、国、市町村等と連携して、降積雪、気温等の情報を迅速に把握するためこれらの観測・予報体制の一層の充実に努めるとともに、これにより得た情報の活用に努めるものとする。

第3章 補則

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

●長野県雪対策連絡会議設置要綱

沿革 昭和62年12月2日 制定 平成28年11月10日 最終改正

(目的)

第1 雪による障害の克服及び雪の利用について連絡調整、意見交換をし、雪対策の総合的推進を図るため、長野県雪対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(組織)

- 第2 連絡会議は、議長及び別表の構成機関の職員をもって組織する。
- 2 議長は、危機管理部長とする。
- 3 議長が必要と認める場合には、別表の構成機関の職員以外の者を会議に出席させることができる。

(会議)

第3 連絡会議は、必要に応じ議長が招集する。

(部 会)

- 第4 連絡会議は、特定の事案について連絡調整、意見交換するため、部会を置くことができる。
- 2 部会の設置、組織及び運営に関し必要な事項は、議長が連絡会議に諮って定める。

(庶 務)

第5 会議の庶務は、危機管理部危機管理防災課が行う。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年12月2日から施行する。

別表 長野県雪対策連絡会議構成機関

構成	機 関
(関係機関)	(県 機 関)
長野地方気象台	危機管理部危機管理防災課
林野庁中部森林管理局	企画振興部総合政策課
国土交通省関東地方整備局長野国道事務所	企画振興部地域振興課
国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所	総務部人事課
陸上自衛隊第13普通科連隊	県民文化部文化政策課
東日本高速道路株式会社	健康福祉部健康福祉政策課
中日本高速道路株式会社	環境部環境政策課
東日本電信電話株式会社長野支店	産業労働部産業政策課
日本赤十字社長野県支部	観光部山岳高原観光課
中部電力パワーグリッド株式会社長野支社	農政部農業政策課
東日本旅客鉄道株式会社長野支社	林務部森林政策課
長野電鉄株式会社	建設部建設政策課
長電バス株式会社	建設部道路管理課
アルピコ交通株式会社	建設部建築住宅課
株式会社関電アメニックス	企業局
おんたけ交通株式会社	教育委員会事務局教育政策課
一般社団法人長野県観光機構	長野県警察本部山岳安全対策課
一般社団法人長野県建設業協会	長野県警察本部交通規制課
公益社団法人長野県建築士会	長野県警察本部警備第二課
一般社団法人長野県商工会議所連合会	上田地域振興局
長野県商工会連合会	松本地域振興局
長野県農業協同組合中央会	北アルプス地域振興局
	長野地域振興局
	北信地域振興局
	上田建設事務所
	松本建設事務所
	安曇野建設事務所
	大町建設事務所
	須坂建設事務所
	長野建設事務所
	北信建設事務所
	計 53機関

●長野県雪対策道路連絡会議設置要綱

沿革 平成13年3月27日 制定 平成21年11月4日 最終改正

(目的)

第1 豪雪時等における県内道路の情報収集、情報提供の方法等の具体的改善策等について意見交換を行い、関係機関の連携強化を図るため、長野県雪対策連絡会議設置要綱第4の規定により、長野県雪対策道路連絡会議(以下「この会議」という。)を設置する。

(組織)

- 第2 この会議は、会長及び副会長並びに別表の構成機関の職員をもって組織する。
 - 2 会長は、長野県建設部長とし、副会長は国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長とする。
 - 3 会長が必要と認める場合には、別表の構成機関の職員以外の者を会議に出席させることができる。

(会議)

第3 この会議は、必要に応じ会長が招集する。

(事務局)

第4 この会議の事務局は、次の課に置く。

長野県建設部道路管理課

国十交通省関東地方整備局長野国道事務所交通対策課

(分科会)

- 第5 この会議は、特定の事案・規模に応じ、会長が必要と認める場合には、期間を定め分科会を設置することができる。
 - 2 分科会の設置、組織及び運営に関し必要な事項は、会長がこの会議に諮って定める。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、この会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成13年3月27日から施行する。

構成機関

国土交通省関東地方整備局長野国道事務所国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所

東日本高速道路株式会社関東支社長野管理事務所 東日本高速道路株式会社関東支社佐久管理事務所 中日本高速道路株式会社八王子支社松本保全・サービスセンター 中日本高速道路株式会社名古屋支社飯田保全・サービスセンター

長野県警察本部 交通規制課 長野県警察本部 高速道路交通警察隊

長野県雪対策協議会

長野県建設部道路管理課 長野県佐久建設事務所 長野県上田建設事務所 長野県諏訪建設事務所 長野県伊那建設事務所 長野県飯田建設事務所 長野県松本建設事務所 長野県松本建設事務所 長野県大町建設事務所 長野県大町建設事務所 長野県千曲建設事務所 長野県須坂建設事務所 長野県復安皇野建設事務所 長野県有坂建設事務所 長野県有坂建設事務所 長野県北信建設事務所 長野県北信建設事務所

松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市

長野市

第八次長野県総合雪対策計画 一 確かな暮らしを守り、ゆたかな雪国を創る —

令和 5年 3月 発 行

編集·発行 長野県企画振興部地域振興課 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 電話 026-235-7021 (直通)